

板倉町

地域福祉計画・地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進基本計画

～ だれもが ともに支え合う

安心して暮らせるまち いたくら ～



令和2年3月

板倉町・板倉町社会福祉協議会

はじめに

急速に進む少子高齢化により、家族の形態や生活環境が大きく変化しています。ひとり暮らし高齢者や核家族が増え、生活スタイルや一人ひとりの価値観も多種多様となり、隣近所や地域の助け合いという地域のつながりがうすれてきています。また、育児と介護のダブルケア、10代の若者による介護、ひきこもりや8050問題のほか、家庭の孤立や児童・高齢者・障がい者への虐待、また、災害時等緊急時の避難体制など、地域で生活していく上での多様で複雑な課題が起こっています。



これらの課題に対し、だれもが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らす地域社会の実現を目指していくには、行政だけでは解決することはできません。地域に暮らすかたがたや社会福祉協議会をはじめ、各種団体などが相互に協力する「自助」「互助」「共助」「公助」の支え合いが必要です。

そこで、板倉町では、「我が事・丸ごと」の精神に基づき「地域共生社会」づくりを推進するため、まちづくりの福祉分野の基本理念を定めた「地域福祉計画」と社会福祉協議会の定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定するとともに、町に住む人びとの権利擁護を支援するための「成年後見制度利用促進基本計画」を併せて策定いたしました。「だれもが ともに支え合う 安心して暮らせるまち いたくら」を基本理念とし計画を推進してまいります。町民の皆さまの地域福祉活動への積極的な参加をお願いし、共生社会の実現を目指していきたいと考えております。

最後になりますが、本計画策定にあたり、アンケートにご協力いただいた町民の皆さま、貴重なご意見やご提言をいただきました皆さま、また、策定懇談会委員の皆さま、関係機関・団体の皆さまに心から感謝申し上げますとともに、本計画の推進につきまして、今後ともご理解ご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

板倉町長 栗原 実

はじめに

今回、板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたり、町民アンケートや策定懇談会委員・関係団体より貴重なご意見ありがとうございました。

板倉町では、少子高齢化が急速に進み、特にひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯は10年で2倍に増えています。そして子どもの数は年々減少を続け、最近では50人を割る年さえあります。

さらに行政区未加入世帯が増え、隣近所や地域の助け合い、つながりがなくなっています。

そして、育児と介護のダブルケア、無職で独身の40～50代の子が親の年金に頼る8050問題・10代介護などの潜在的課題もたくさんあります。

また、障がい者の居場所づくりや、緊急時の避難体制など早急な課題も抱えています。

これらの課題を行政まかせにすることなく、社会福祉協議会・行政区長会・民生委員児童委員協議会・老人クラブ・ボランティア団体等が、「我が事・丸ごと」の精神で、「地域共生社会」づくりを推進しなければなりません。

この計画は、板倉町総合計画が目指す「地域で支え合う安全なまち いたくら」に向けた施策を福祉分野において支える個別計画としたものです。

そのため、「だれもが ともに支え合う 安心して暮らせるまち いたくら」を基本理念として、「町民や地域の取組」「行政の取組」「社会福祉協議会の取組」を一体的に示しました。計画は5年間ですが、実施にあたり多くの肉付けが必要ですし、変化に対応した施策でなければ効果は出ません。多くの町民の皆さまの積極的な参加をお願いします。社会福祉協議会は、その中心的な存在として「考動」してまいります。



令和2年3月

社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会
会長 峯崎 俊雄

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 各計画に関わる法令について.....	4
(1) 地域福祉計画.....	4
(2) 地域福祉活動計画.....	5
(3) 成年後見制度利用促進基本計画.....	6
3 計画の位置づけ.....	7
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定方法.....	8
第2章 板倉町の現状と課題.....	9
1 統計からみる板倉町の現状.....	9
(1) 人口構成.....	9
(2) 年齢構成の推移.....	10
(3) 高齢者世帯の状況.....	11
(4) 子どもの状況.....	11
(5) 支援を必要とするかたの状況.....	12
(6) 地域の状況.....	15
2 アンケート調査からみる地域の福祉に対する板倉町の現状.....	16
(1) アンケート調査の概要.....	16
(2) 主要な調査結果.....	17
第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方.....	32
1 計画の基本理念.....	32
2 計画の基本目標.....	32
3 計画の体系.....	33
第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策の展開.....	34
基本目標1 いたくらの地域福祉を担う人づくり.....	34
基本施策1 地域住民の福祉意識の育み.....	34
基本施策2 地域福祉の担い手づくり.....	36
基本施策3 地域コミュニティ団体の強化.....	38
基本目標2 みんなが自分らしく暮らせるしくみづくり.....	39
基本施策1 包括的な相談と連携.....	39
基本施策2 福祉サービスの充実.....	41
基本施策3 福祉サービスの利用の促進.....	43
基本施策4 いきがい・健康づくりの促進.....	44
基本目標3 みんなで支え合う安全・安心の地域づくり.....	45
基本施策1 支え合う地域づくり.....	45

基本施策2	地域に住むかたの交流の促進.....	47
基本施策3	災害に強い地域づくり.....	48
第5章	成年後見制度利用促進基本計画.....	50
1	成年後見制度利用促進基本計画の基本目標と体系.....	50
2	成年後見制度利用促進基本計画の施策の展開.....	51
基本目標	地域で支え合い権利と利益を守るまちづくり.....	51
基本施策1	権利擁護支援のネットワークづくり.....	51
基本施策2	安心して利用できる環境づくり.....	52
基本施策3	利用者がメリットを実感できる制度づくり.....	53
第6章	計画の推進と進捗の管理.....	54
1	計画の推進体制.....	54
2	計画の進捗を管理する体制.....	55
資料編	56
1	板倉町地域福祉計画等策定懇談会設置要綱.....	56
2	板倉町地域福祉計画策定懇談会委員名簿.....	57
3	板倉町地域福祉活動計画策定懇談会設置要綱.....	58
4	板倉町地域福祉活動計画策定懇談会委員名簿.....	59
5	板倉町地域福祉計画等庁内策定委員会設置要綱.....	60

<備考>

○「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

<私たちの国の変化>

私たちの国は、大きく変わりつつあります。生まれる子どもが減ったために、「働く年齢のかたたち」に対して「高齢のかたたち」の割合が増え、少なくなった「働く年齢のかたたち」が、リタイアした「高齢のかたたち」の暮らしや介護を支えていくことになります。また、社会がどんどん豊かになっていく時代はとうに終わり、そのことが私たちの生活に影響し、自殺やホームレス、虐待、ひきこもりなど、新たな社会の問題が増えています。

一方、家族のあり方も時代とともに変わり、お年寄りと一緒に暮らす世帯が減り、いわゆる核家族が多くなりました。さらに、一人ひとりが様々な価値観を持つようになり、それとともに、隣近所や地域の住民のつながりやお互いに支え合い助け合うという機能が弱まってきています。

このような変化によって、子育てと親の介護の両方を同時に行う「ダブルケア」や高齢で年金以外の収入がない親とひきこもりで無職の子が同居する「8050問題」など複雑で解決が難しい問題を抱えるかたが増えています。そして、つながりが弱まるなかで孤立し、生活に困っているかたに、適切な助けの手が届かないことにより、痛ましい結果を招いている事例も増えています。

<地域福祉計画・地域福祉活動計画とは>

上で述べた「生活の問題が増え、解決も難しくなっていること」と「地域のつながりが弱まっていること」という問題は、行政や地域のかたがたの協力がなければ解決できません。これを改善し、安心して暮らせるまちを目指していくのが、市町村で進める「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

国は、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」でこれらの課題を解決するために、『我が事・丸ごと』という言葉掲げています。

『我が事』とは、身近なかたの課題を、地域に関係する「地域住民一人ひとり」や「関係機関」、「行政」が『我が事』のように捉えることです。このために、地域のかたの意識やつながりを強めていくことを目指します。また、行政だけに頼るのではなく、地域でも支え合おうという意識を高めることも目指していきます。

『丸ごと』とは、複雑で多様になった地域住民の課題に対し、生活困窮と介護といった「分野」や、あるいは「年齢」で分けられ、「縦割り」に行っていた支援ではなく、困っている

かたを『丸ごと』受け止められるようにするという事です。このようにして、『丸ごと』受けるためのしくみをつくることを目指していきます。

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を推進する上で、もう一つの大切な考えは、「自助・互助・共助・公助による支え合い」です。

「自助」とは、自分自身で解決すること、「互助」とは、地域の行政区、ボランティアなどで解決すること、「共助」とは、医療や年金、介護保険などで解決すること、「公助」とは、行政のサービスで解決することです。「自助」で対応できない地域住民の身近な課題を「互助」や「共助」で支え、さらに、行政が様々な福祉サービスを組み合わせる「公助」で支えるという具合に、地域と行政がともに支え合うという考えを、この言葉が表しています。このような支え合いによって、だれもが地域で自分らしく暮らしていけることを目指します。

以上の考えのもとに「地域福祉計画・地域福祉活動計画」が目指す社会を「地域共生社会」と呼んでいます。「地域共生社会」とは、高齢者や障がいを持つかたも、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域のみんなで支え合いながら、まちでの暮らしやいきがい、地域をともにつくっていく社会です。

これらのため、国では平成30年4月に社会福祉法を改正し、地方公共団体の責務として、従来からの地域福祉を行う関係機関や活動団体が健全に発達するよう支援することや、地域住民の参加を促すことに加え、制度のはざまにあるかたを支援することを求めています。

<成年後見制度利用促進基本計画とは>

福祉サービスを利用するには、利用するかたが情報を集めて、どの福祉サービスを使うか考え、その上で契約を結ばなければなりません。しかし、様々な理由で判断能力が十分でないかたにとって、これらは難しいことです。また、判断能力が十分でないかたは、日常の金銭の管理が行えなかったり、詐欺などで財産を奪われてしまったりする心配が、より強くあります。

そういったかたがたが地域で安全・安心に暮らしていくために、契約や金銭の面での手助けをすることが、「権利擁護支援」です。また、その手助けを行うかたが「成年後見人等」です。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増えるなか、手助けされるべきかたに、このような「成年後見」のしくみがより利用されることが求められています。

国では、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。「成年後見制度利用促進基本計画」とは、この「成年後見制度」がより利用されることを目指した取組を示すものです。

<板倉町の各計画の策定について>

こうした社会情勢や国の動向を踏まえ、板倉町では、地域のかたが支え合い安心して暮らしていくことを目指し、そのための「我が事・丸ごと」の考えに基づき「地域共生社会」づくりを推進すべく、『板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画』及び『板倉町成年後見制度利用促進基本計画』を策定しました。

本計画は、板倉町総合計画が目指す「地域で支え合う安全なまち いたくら」に向けた施策を、福祉分野において支える個別計画として、策定を進めるものです。



2 各計画に関わる法令について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉に関する事項を一体的に定めるものです。板倉町の「板倉町総合計画」を最上位計画とし、地域における様々な生活・福祉課題とそれに対応する必要なサービスの内容などを明らかにし、子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無に関わらず、「だれもが」とともに支え合う安心して暮らせるまち「いたくら」を目指す計画です。

併せて、福祉分野の対象ごとに定められる、個別計画の上位に位置づけられる計画でもあることから、それらとも整合性を図りつつ、共通した理念や取り組むべき事項を定める必要もあります。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に規定されている、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の「社会福祉協議会」が、地域福祉を推進するために実施する事業を、計画的に定めたものです。

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は社会福祉法第109条に規定され、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

社会福祉法（平成30年4月改正分を含む）から抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画は、市町村における地域福祉に関する全体的なしくみが記述され、地域福祉活動計画では、地域福祉の具体的な施策が個々に記述されます。従って、これらの2つの計画は連携し整合性を取ることで、より効率的・効果的な地域福祉の推進が図られます。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画

「成年後見制度利用促進基本計画」とは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

判断能力が十分でないかたに対して、財産の保護や契約の支援をする「権利擁護サービス」の普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域でだれもが自分らしく暮らしていけるためのシステムの整備を進めています。

市町村は、国の定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとする規定されました。

成年後見制度に関わる法令

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第12条第1項（抜粋）

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条第1項（抜粋）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。

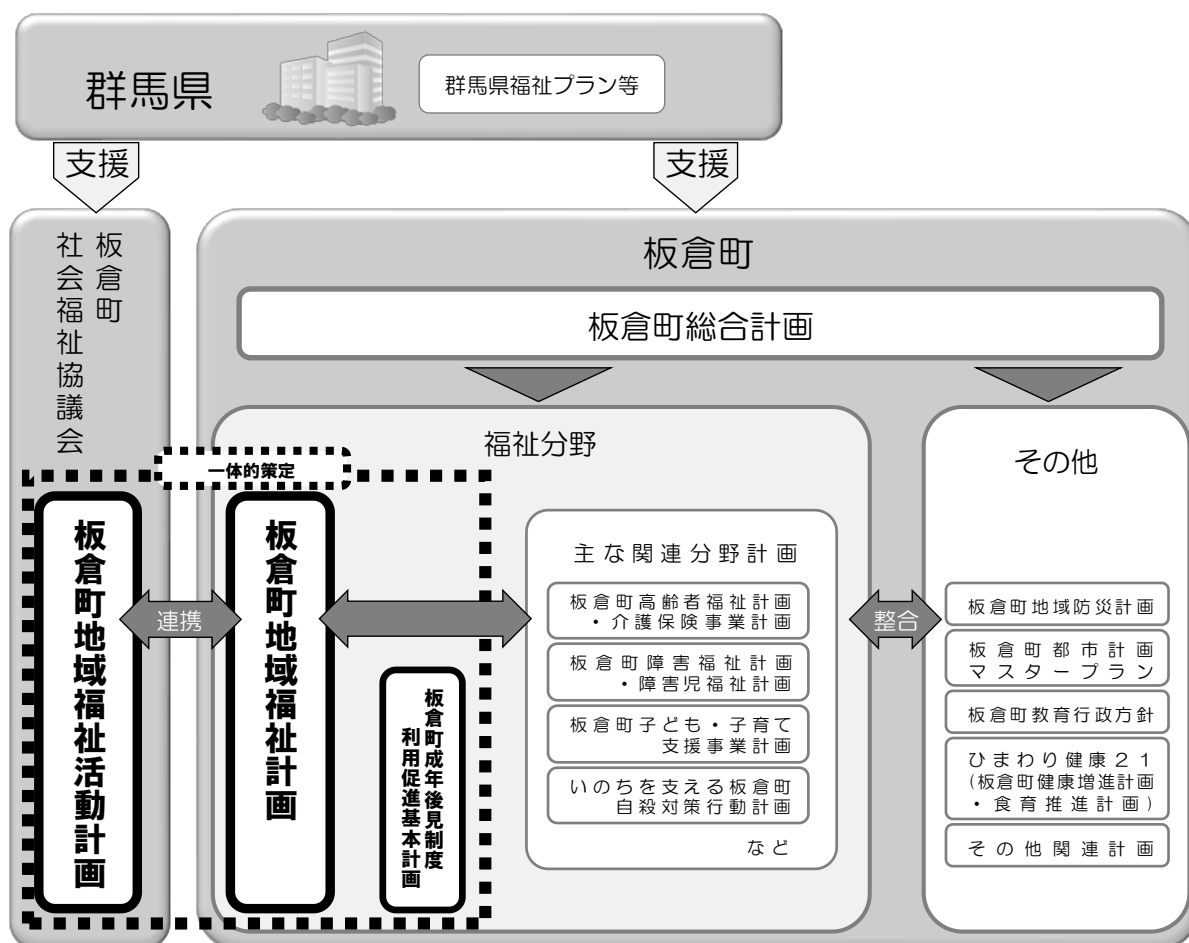
3 計画の位置づけ

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、地域住民による福祉活動、民間の福祉サービス機関・団体などによる活動、行政などによる公的な福祉サービスが一体となり、包括的に支援していくしくみづくりが必要です。

このため、板倉町の策定する「板倉町地域福祉計画」と、板倉町社会福祉協議会の策定する「板倉町地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の効率的な推進、自助・互助・共助・公助の連携体制のより一層の充実、公民が協働した取組による地域の課題解決を目指します。

「板倉町成年後見制度利用促進基本計画」においても「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、調査や評価・見直しを一体的に行うことができます。

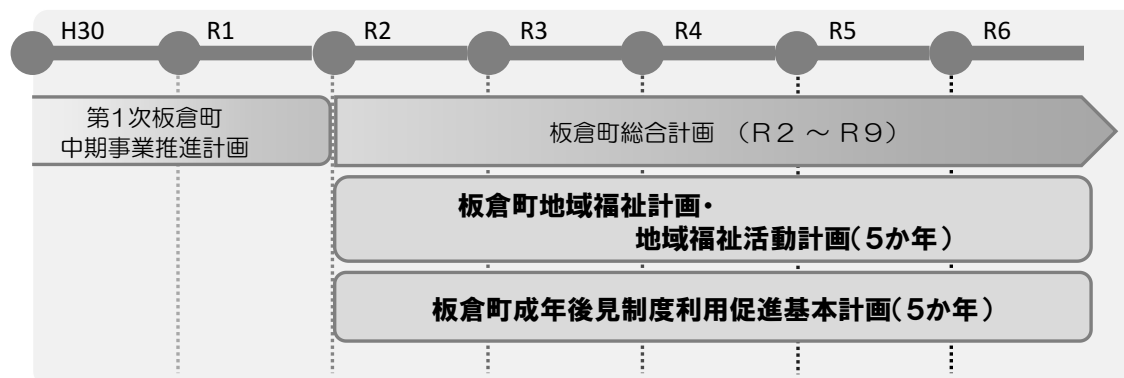
さらに、すべての町民を対象とした福祉計画として、「板倉町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「板倉町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「板倉町子ども・子育て支援事業計画」、「いのちを支える板倉町自殺対策行動計画」などとも整合を図ることで、板倉町社会福祉協議会と連携し、地域福祉を推進します。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画期間中に社会情勢や法的要請事項に著しい変化があった場合、また関連する他の計画との整合を図る必要が生じた場合などは、適宜見直しを行うこととします。



5 計画の策定方法

本計画を板倉町の実情にあった、実効性の高いものとするためには、町民の抱える生活課題、福祉課題、地域における身近な課題などを明らかにする必要があります。また、地域福祉を効率的に推進するためには、保健、福祉分野、生活分野まで幅広い対応が必要であり、板倉町社会福祉協議会などとも連携した取組が必要になります。

計画策定にあたっては、町民の皆さまの実態を把握し、視点を取り入れるため、また、関係者からの意見を聴取するため、以下の方法にて情報収集を行いました。

- 板倉町の地域福祉に関する町民アンケート調査
- 庁内策定委員会の設置
- 策定懇談会の設置
- 町民意見公募（パブリックコメント）

第2章 板倉町の現状と課題

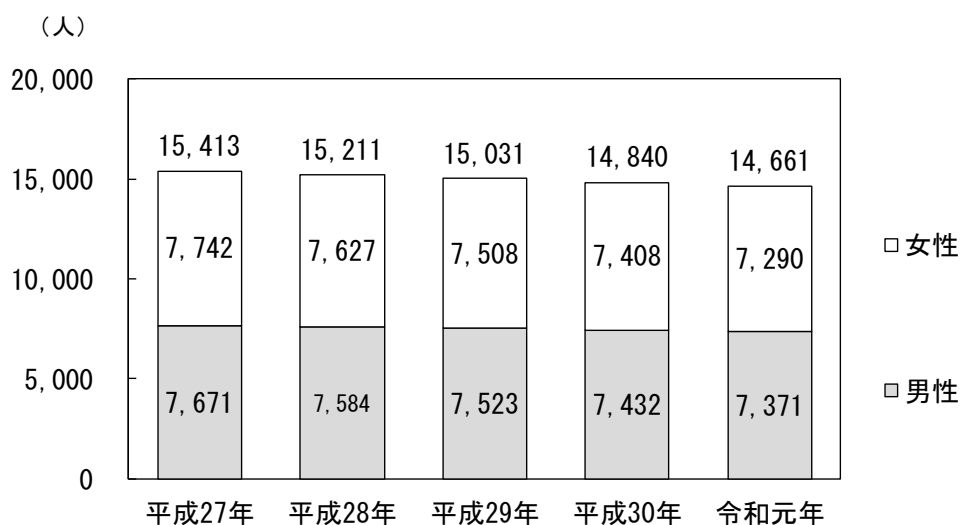
1 統計からみる板倉町の現状

(1) 人口構成

板倉町の総人口は減少が続いており、令和元年には14,661人となりました。平成27年から752人減少しています。

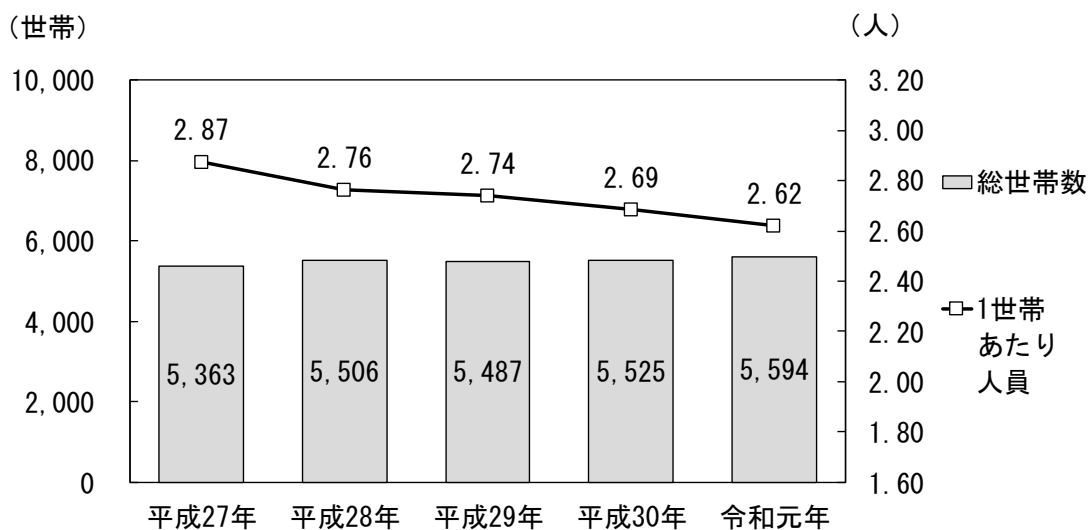
総世帯数は231世帯増加していますが、1世帯あたりの人口は0.25人減少しています。

○ まちの総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

○ まちの総世帯数と世帯あたり人員の推移



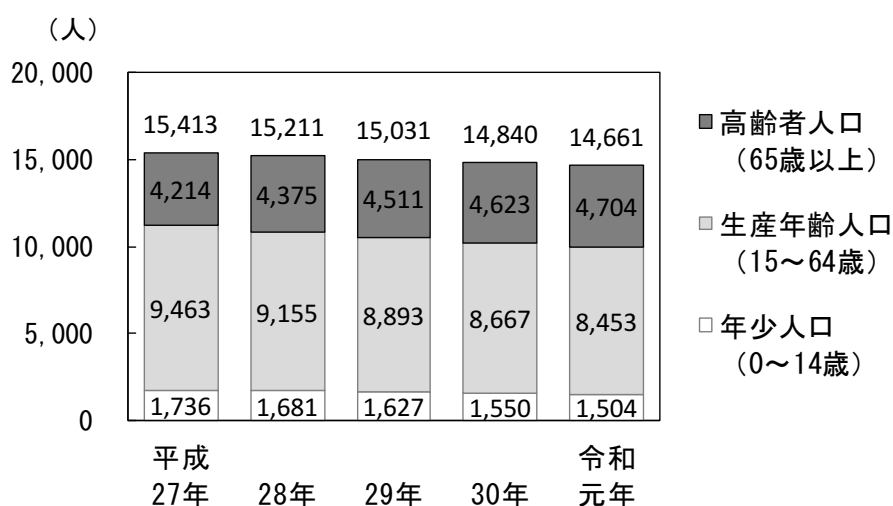
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 年齢構成の推移

人口3区分別では、平成27年から令和元年にかけて、65歳以上の高齢者人口が490人増加、15～64歳の生産年齢人口は1,010人減少、0～14歳の年少人口は232人減少となっています。

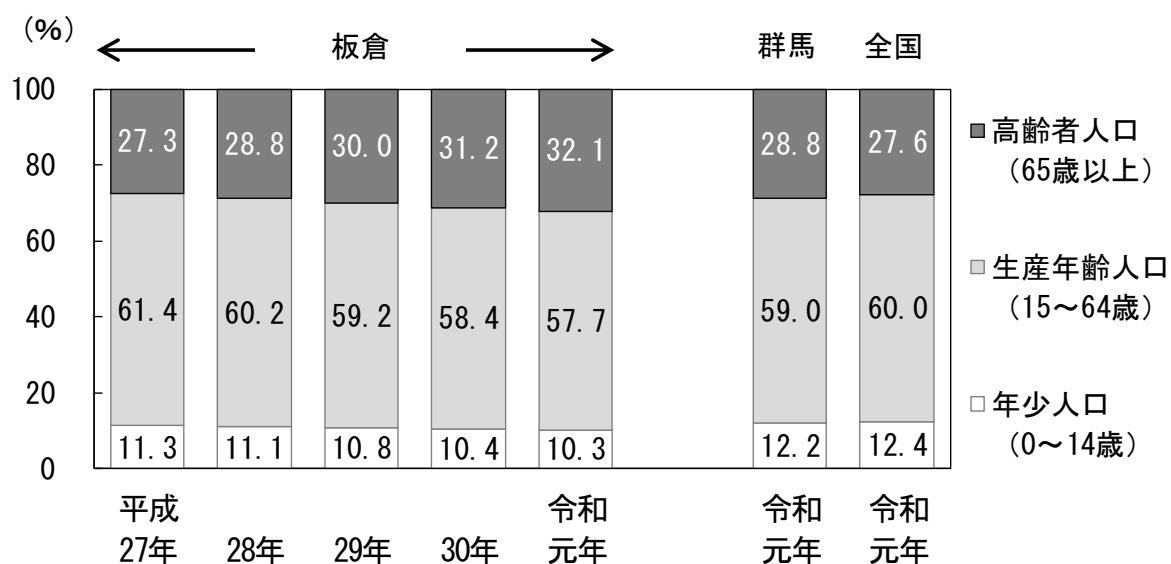
全国、群馬県と比較して、令和元年の板倉町の高齢者人口の割合は高く、年少人口、生産年齢人口の割合は低くなっており、少子高齢化が進んでいます。

○ 人口3区分の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

○ まちの年齢3区分別の人口構成比の推移



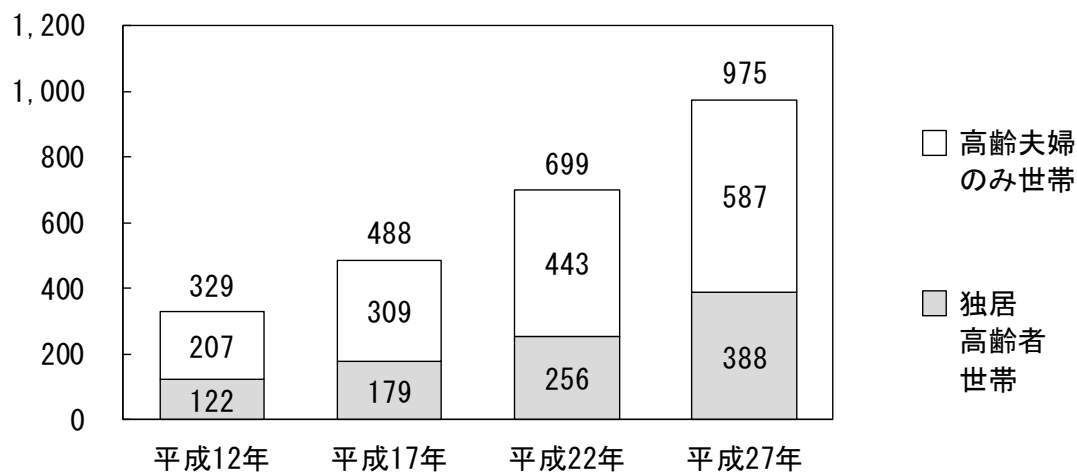
資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(3) 高齢者世帯の状況

板倉町の65歳以上の高齢者のみの世帯は、平成12年から平成27年にかけて、増加しています。独居高齢者世帯、高齢夫婦とも10年で2倍の割合で増えています。

○ 高齢者世帯数

(世帯)



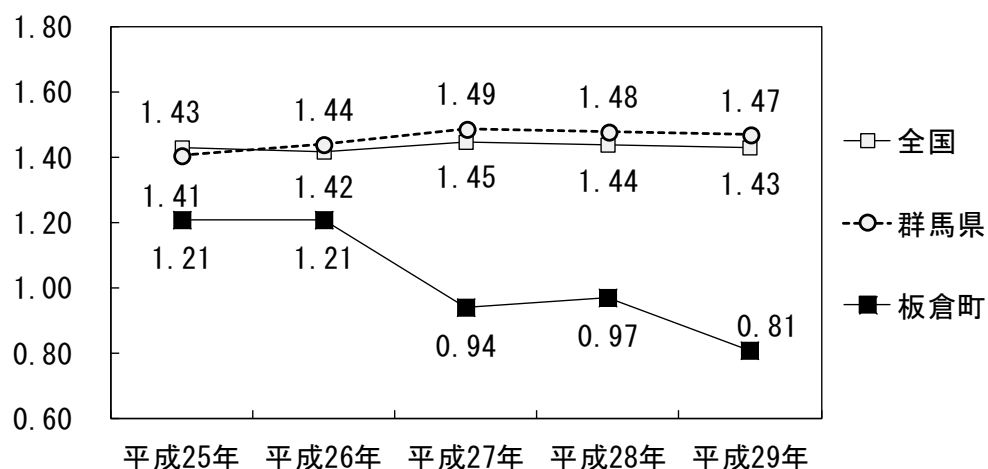
資料：国勢調査

(4) 子どもの状況

合計特殊出生率をみると、平成25年から平成29年にかけて全国、群馬県において、わずかに上昇傾向であるのに対し、町では数字が下がっています。

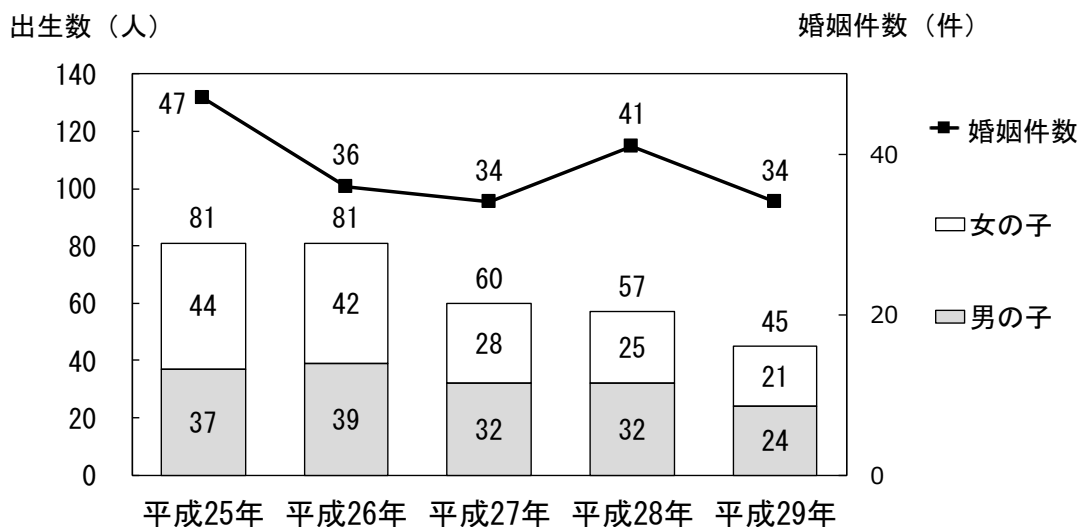
婚姻数と出生数をみると、婚姻件数はおおむね横ばいかわずかな減少傾向であるのに対し、出生数が大きく減少しています。

○ まちの合計特殊出生率の推移（全国、県との比較）



資料：群馬人口動態調査結果

○ まちの婚姻数と出生数の推移

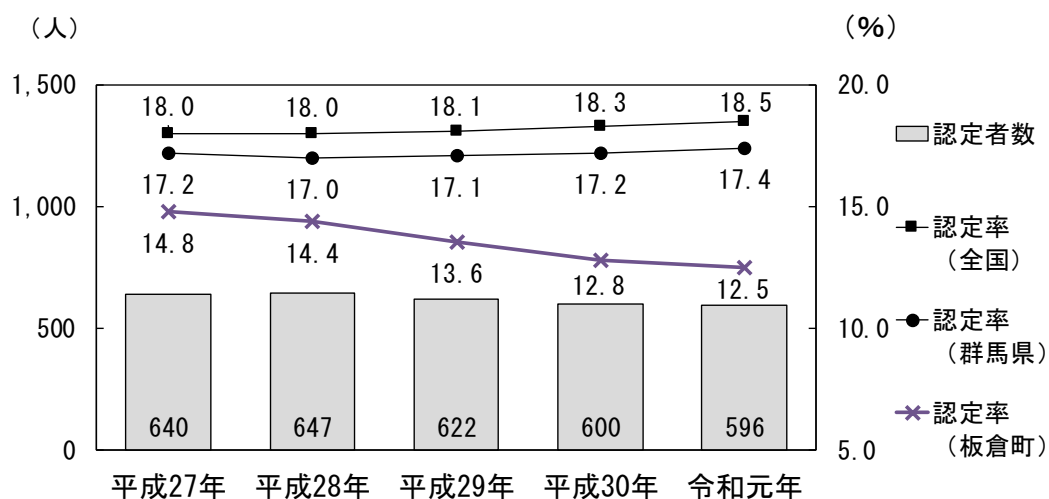


資料：群馬人口動態調査結果

(5) 支援を必要とするかたの状況

要介護認定率は、全国、群馬県と比較して低下しており、要介護認定者数は、平成28年をピークに減少しています。

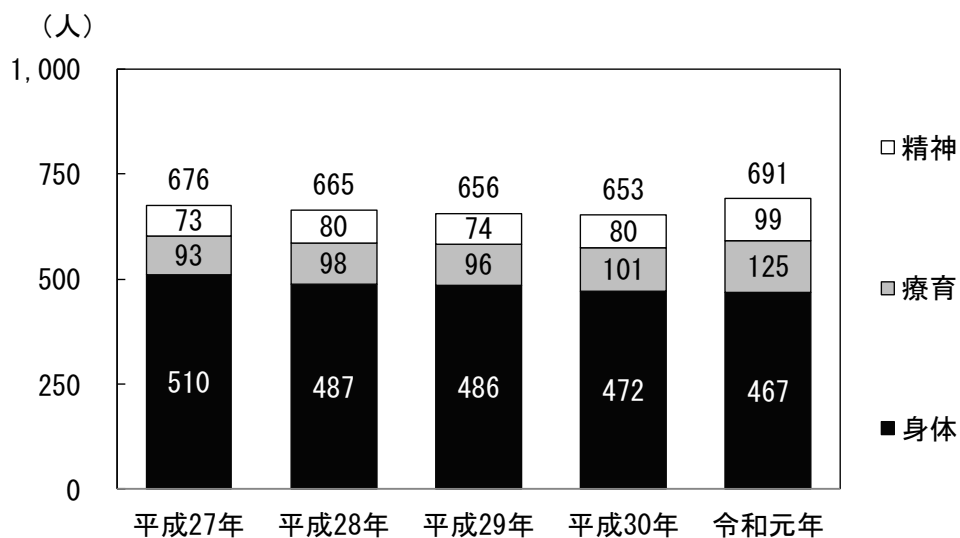
○ 要介護認定者数の推移



資料：板倉町健康介護課（各年10月1日）

各障害者手帳の交付数は、おおよそ横ばいに推移していましたが、令和元年に少し増えて
います。

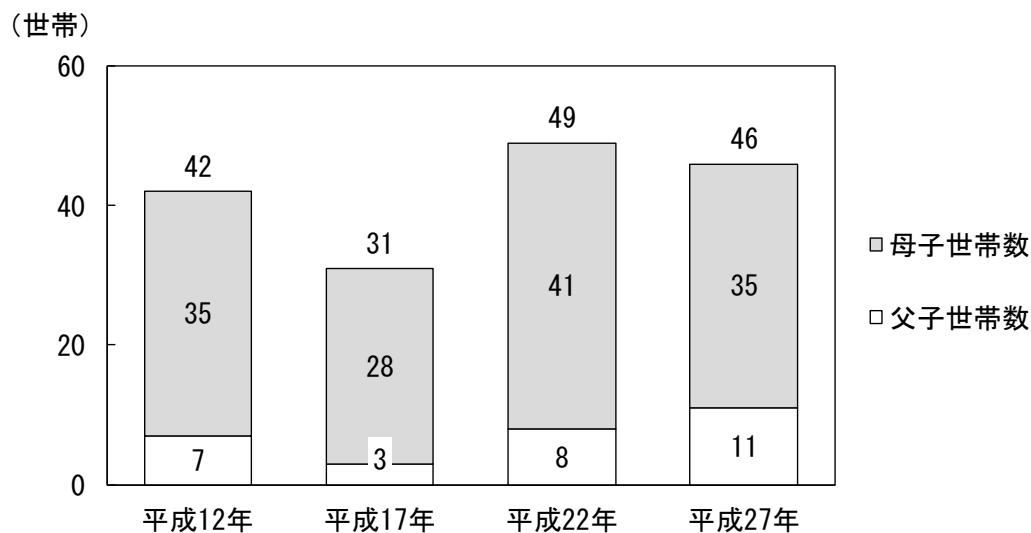
○ 障害者手帳所持者数の推移



資料：板倉町福祉課（各年10月1日）

ひとり親世帯数は、平成12年から平成27年にかけて、上下しながら、おおよそ横ばい
になっています。

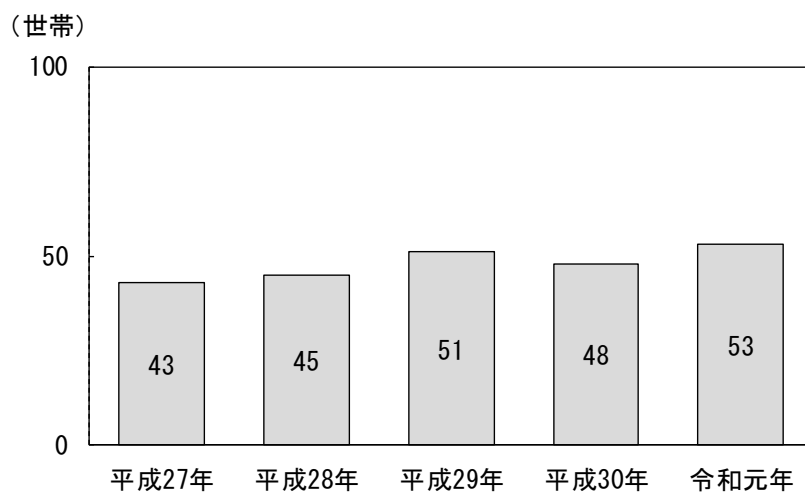
○ ひとり親世帯数



資料：国勢調査

生活保護受給世帯数については、平成27年から令和元年にかけて増加の傾向が見えます。

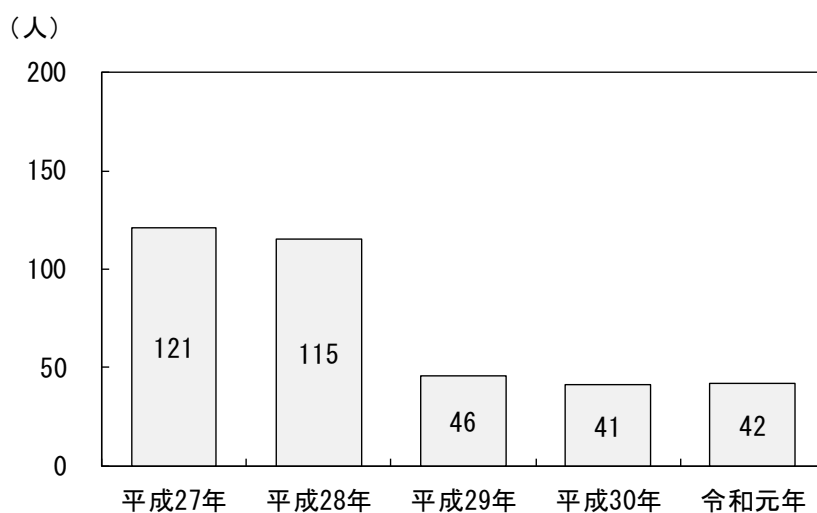
○ 生活保護受給世帯数



資料：板倉町福祉課（各年10月1日）

板倉町避難行動要支援者数については、平成29年から減少しています。これは対象者と直接面談を行うことで、災害発生時の避難に支援を要するかたの登録が、適切に行われるようになったためです。

○ 板倉町避難行動要支援者数

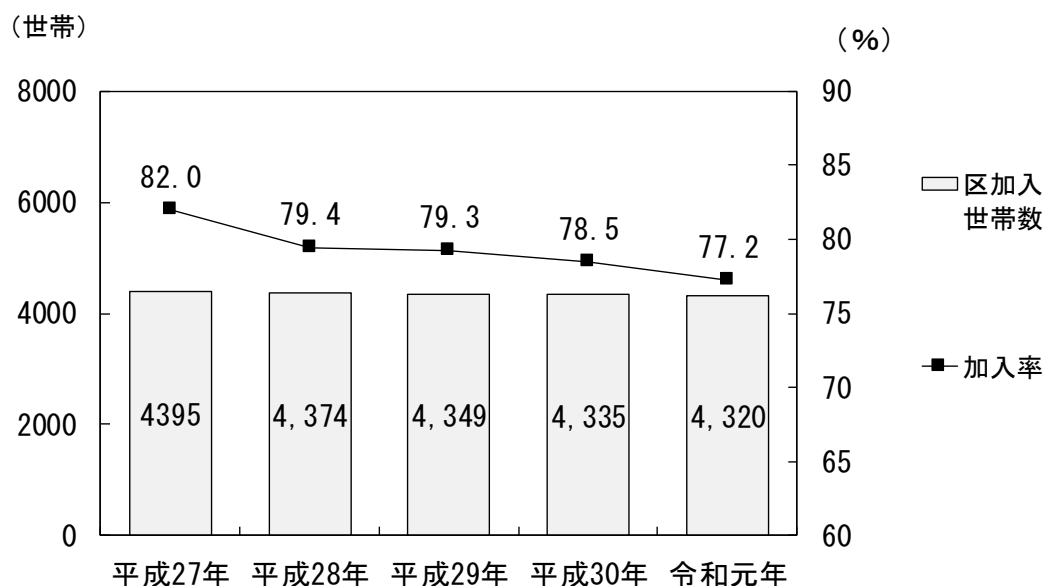


資料：板倉町総務課（各年10月1日）

(6) 地域の状況

行政区の加入率は、平成27年から令和元年にかけて、約5%減少しています。

○ 行政区加入世帯数と加入率の推移



(加入率は、住民基本台帳の世帯数を分母とし、加入世帯数を分子として計算したものです。)

資料：板倉町総務課（各年10月1日）

老人クラブ数、会員数は、平成27年から令和元年にかけて、減少の傾向にあります。

○ 老人クラブの数と会員数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
クラブ数	18	17	16	16	14
会員数	971	904	841	843	730

資料：板倉町社会福祉協議会（各年10月1日）

板倉町社会福祉協議会に登録されているボランティアの登録者数は、平成27年に対して令和元年には約6割になっています。

○ ボランティア団体の数と会員数

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
団体数	15	15	13	14	14
登録者数	290	203	181	186	179

資料：板倉町社会福祉協議会（各年10月1日）

2 アンケート調査からみる地域の福祉に対する板倉町の現状

本計画策定にあたり、地域福祉に関する町民の意識や要望・意見を把握し、「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画」及び「板倉町成年後見制度利用促進基本計画」策定のための基礎資料を得るために、「板倉町の地域福祉に関する町民アンケート調査」を実施しました。

調査の概要及び主な調査結果を以下に示します。

(1) アンケート調査の概要

■調査対象者

区 分	調査対象者数	調査対象
18歳以上の男女	1,000人	無作為抽出

■実施概要

項 目	内 容
調査対象地域	板倉町全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・回収
調査時期	令和元年10月

■回収結果

調査票配布数	回収数	有効回収率
1,000	661	66.1%

※なお、以下に示す調査結果において、各%値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、選択肢から一つを選ぶ単数回答の設問でも、各選択肢の%値の合計が100.0%にならない場合があります。

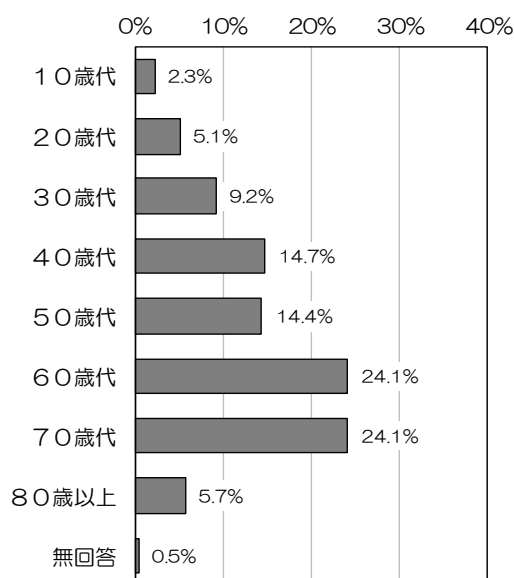
(2) 主要な調査結果

① アンケートの回答者について

アンケートの回答者の年齢については、60歳代と70歳代が、ともに24.1%と最も高くなっています。60歳以上が半数以上を占めています。

調査結果を全体でみたときに、比較的高齢者の意見が強く反映されていると言えます。

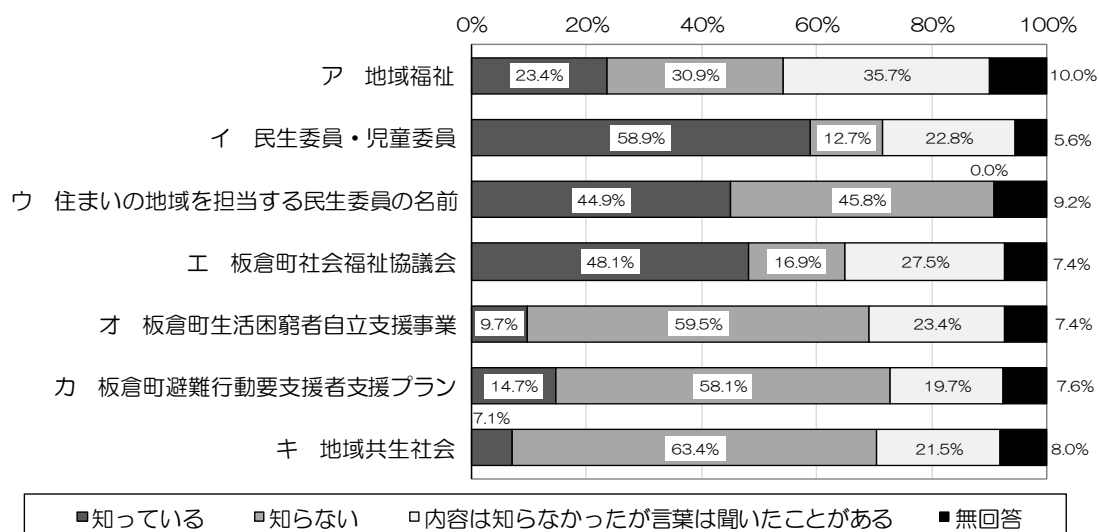
【アンケートの回答者の年齢】 (n = 661)



② 福祉のことがらの認知度

福祉のことがらの認知度については、「知っている」と回答した割合は、「イ 民生委員・児童委員」が58.9%と最も高く、次いで「エ 板倉町社会福祉協議会」が48.1%となっています。一方、「知らない」と回答した割合は、「キ 地域共生社会」が63.4%と最も高く、次いで「オ 板倉町生活困窮者自立支援事業」が59.5%、「カ 板倉町避難行動要支援者支援プラン」が58.1%となっています。

【福祉のことがらの認知度】(ア～キにおいて、それぞれ単数回答) (n = 661)



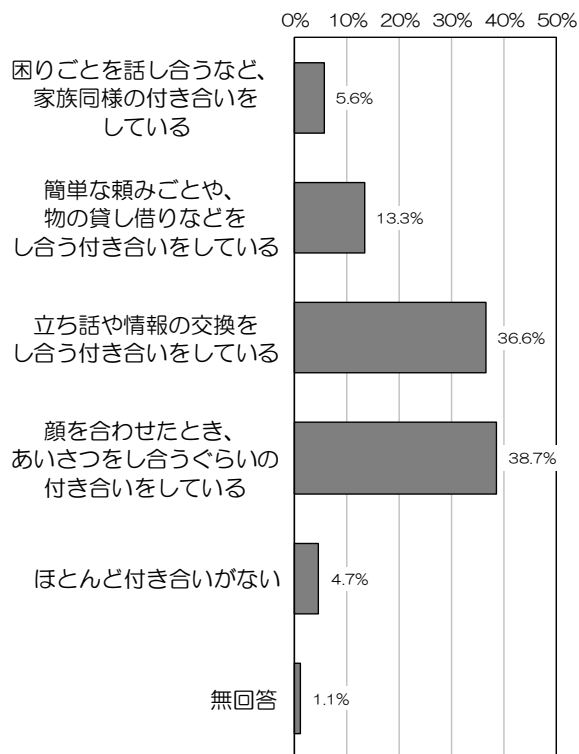
③ 町民一人ひとりの地域との関わりについて

隣近所のかたと、どの程度の付き合いかについては、「顔を合わせたとき、あいさつをし合うぐらいの付き合いをしている」が38.7%と最も高く、次いで「立ち話や情報の交換をし合う付き合いをしている」が36.6%、「簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをし合う付き合いをしている」が13.3%となっています。

一方、隣近所のかたと、どの程度の付き合いをしたいかについては、「立ち話や情報の交換をし合う付き合い」が40.2%と最も高く、次いで「顔を合わせたとき、あいさつをし合うぐらいの付き合い」が27.1%、「簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをし合う付き合い」が21.8%となっています。

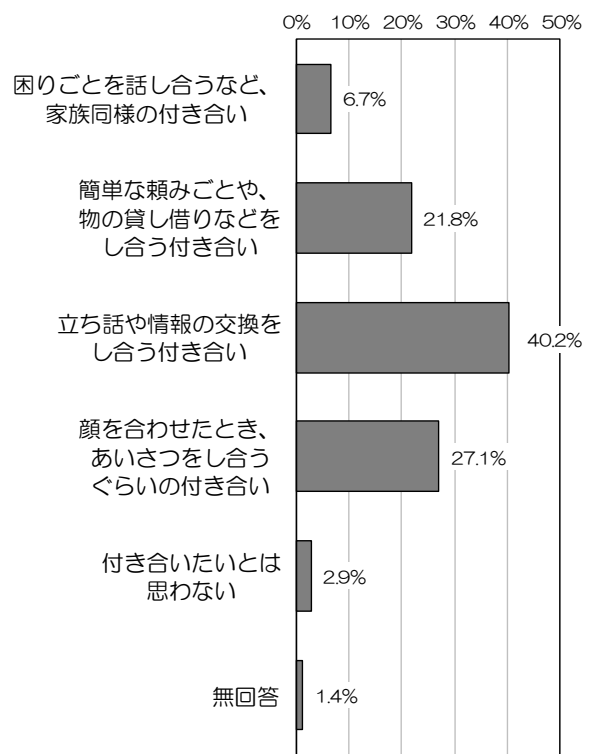
【隣近所のかたと、どの程度の付き合いか】（単数回答）

(n = 661)



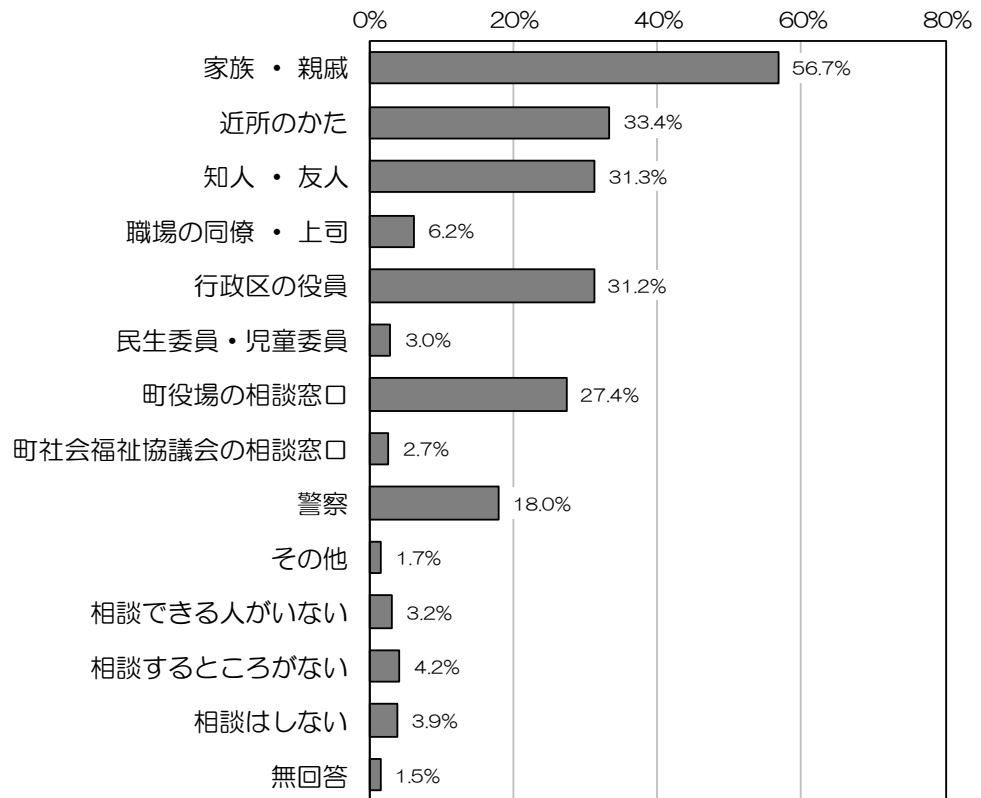
【隣近所のかたと、どの程度の付き合いをしたいか】（単数回答）

(n = 661)



暮らしの問題で困ったときの相談相手については、「家族・親戚」が56.7%と最も高く、次いで「近所のかた」が33.4%、「知人・友人」が31.3%となっています。

【暮らしの問題で困ったときの相談相手】（3つまでの複数回答）（n = 661）

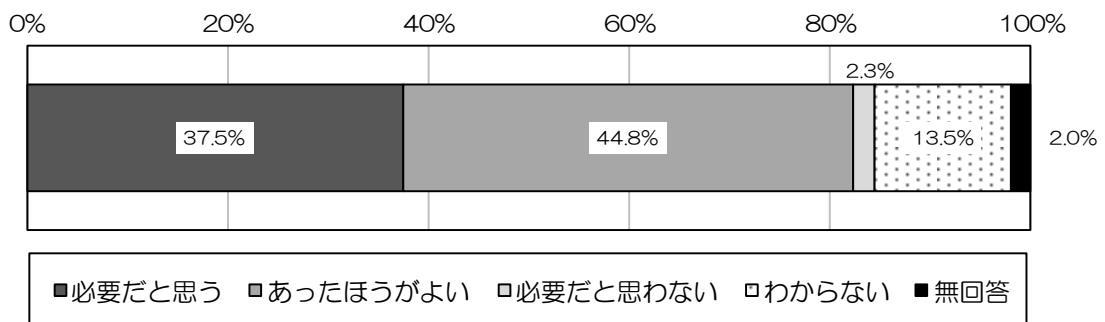


④ 地域福祉への意識

福祉分野の生活課題（高齢者・障がいのあるかたの生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対し、地域住民が自主的にお互いを支え合う関係が必要と思うかについては、「あったほうがよい」が44.8%と最も高く、次いで「必要だと思う」が37.5%、「わからない」が13.5%となっています。

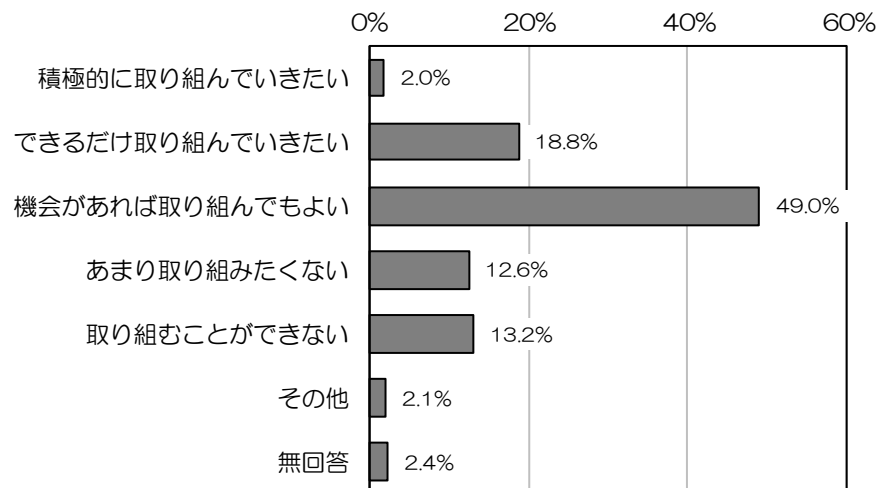
【地域住民が自主的にお互いを支え合う関係が必要と思うか】

（単数回答）（n = 661）



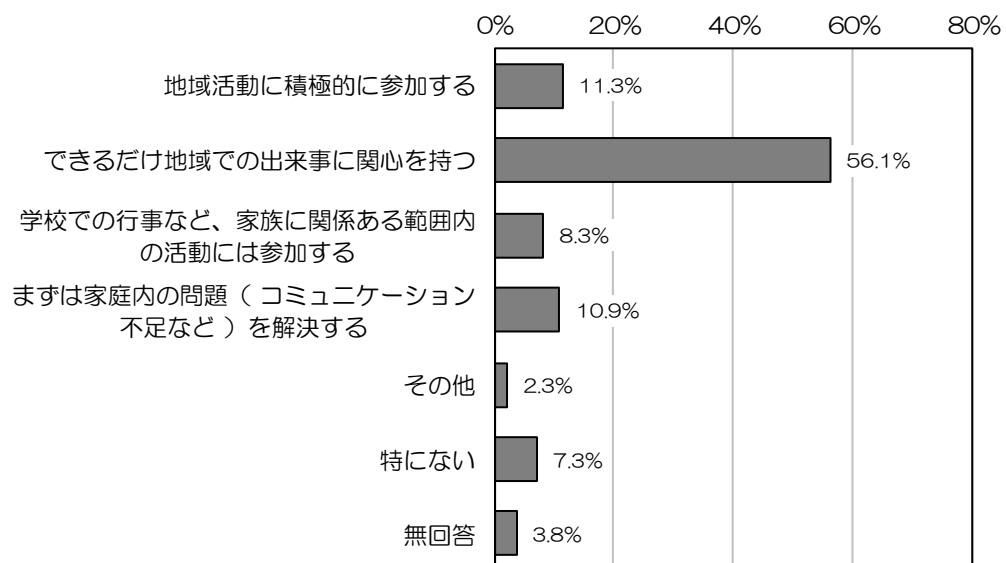
地域活動やボランティア活動などの支援活動に、どの程度取り組みたいかについては、「機会があれば取り組んでもよい」が49.0%と最も高く、次いで「できるだけ取り組んでいきたい」が18.8%、「取り組むことができない」が13.2%となっています。

【地域活動やボランティア活動などの支援活動に、どの程度取り組みたいか】
 (単数回答) (n = 661)



一人ひとりが安心して暮らしていくために、町民の一人としてあなたができることはどんなことがあるかについては、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が56.1%と最も高く、次いで「地域活動に積極的に参加する」が11.3%、「まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）を解決する」が10.9%となっています。

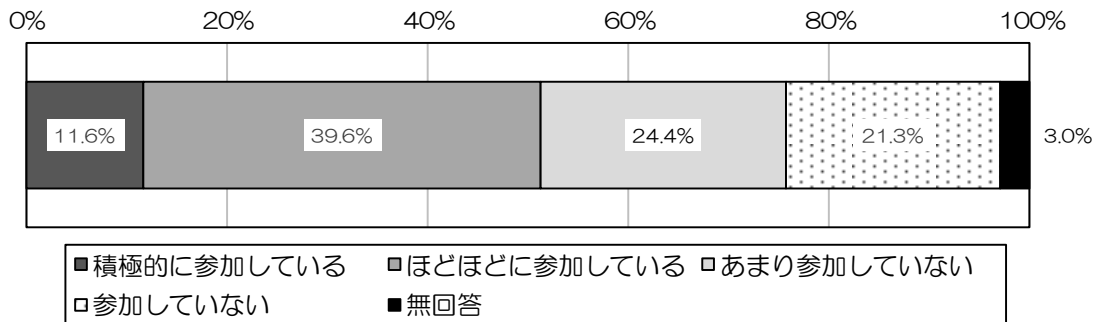
【一人ひとりが安心して暮らしていくために、町民の一人としてあなたができることはどんなことがあるか】
 (単数回答) (n = 661)



⑤ 地域での活動への参加状況と課題

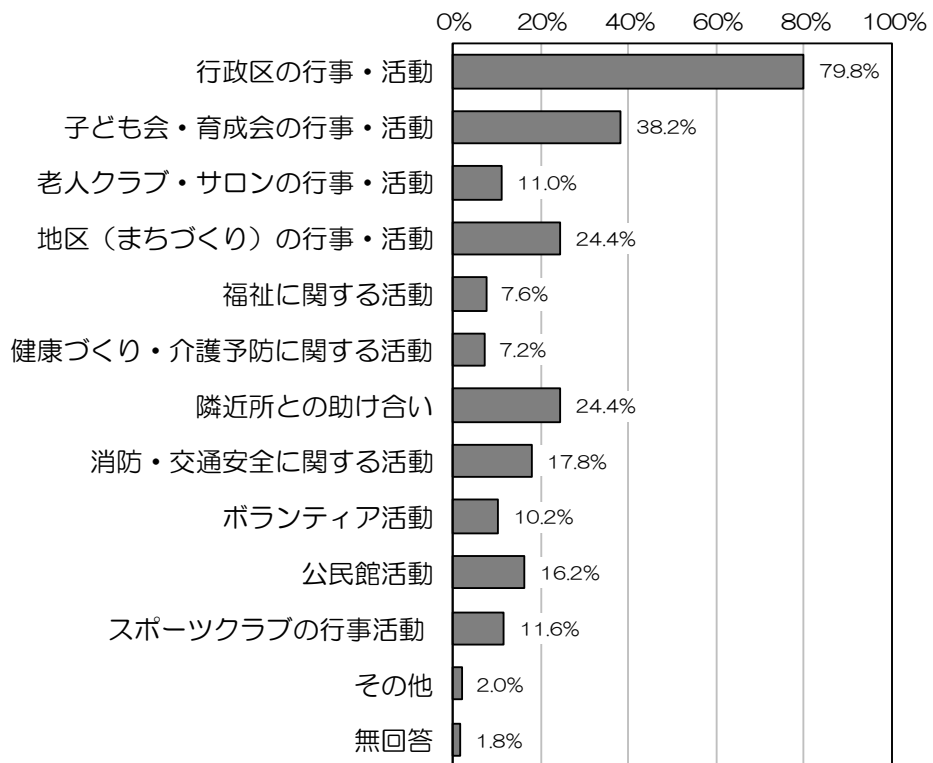
地域行事への参加の度合いについては、「ほどほどに参加している」が39.6%と最も高く、「積極的に参加している」と合わせて51.2%が『参加している』となっています。また、「あまり参加していない」が24.4%、「参加していない」が21.3%となっています。

【地域の行事への参加の度合い】（単数回答）（n = 661）



地域の行事に参加したことがあるかたが、参加したことがある行事は何かについては、「行政区の行事・活動」が79.8%と最も高く、次いで「子ども会・育成会の行事・活動」が38.2%、「地区（まちづくり）の行事・活動」、「隣近所との助け合い」がともに24.4%となっています。

【参加したことがある地域の行事は何か】（複数回答）（n = 500）

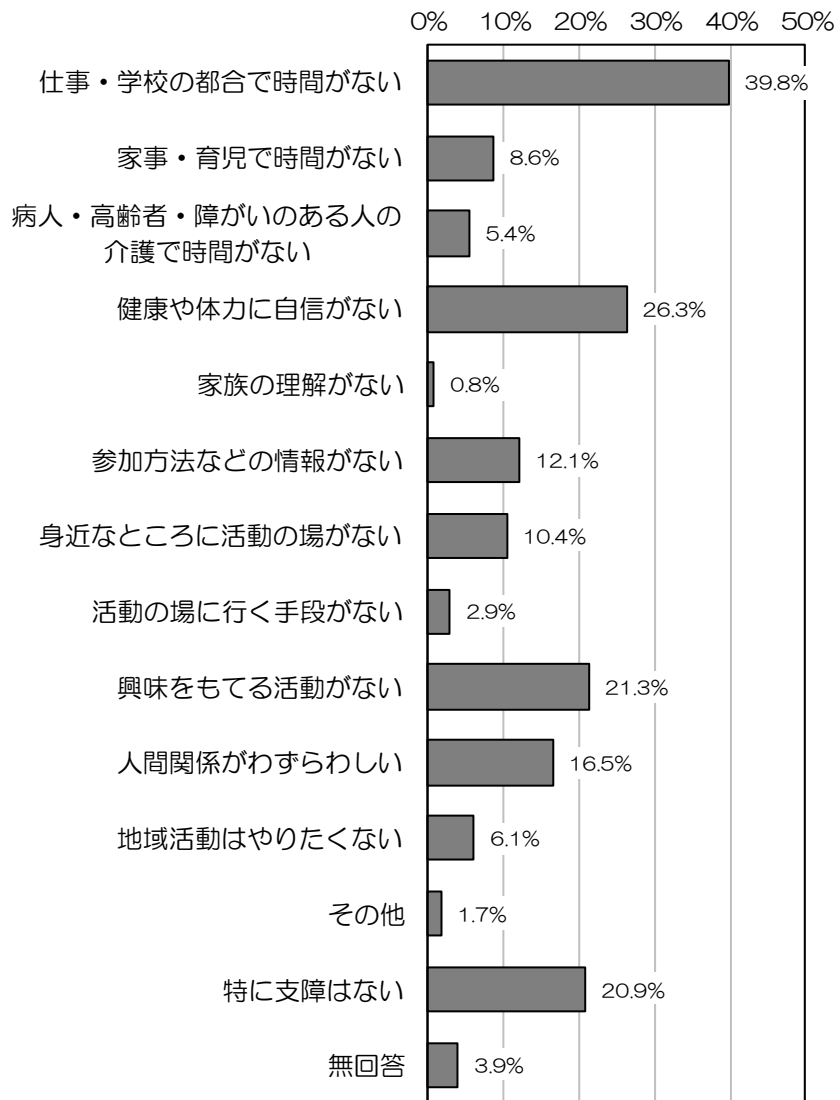


地域活動をする際に、何が支障になっているかについては、「仕事・学校の都合で時間がない」が39.8%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」が26.3%、「興味を持てない活動がない」が21.3%となっています。

また、「特に支障はない」が20.9%となっています。

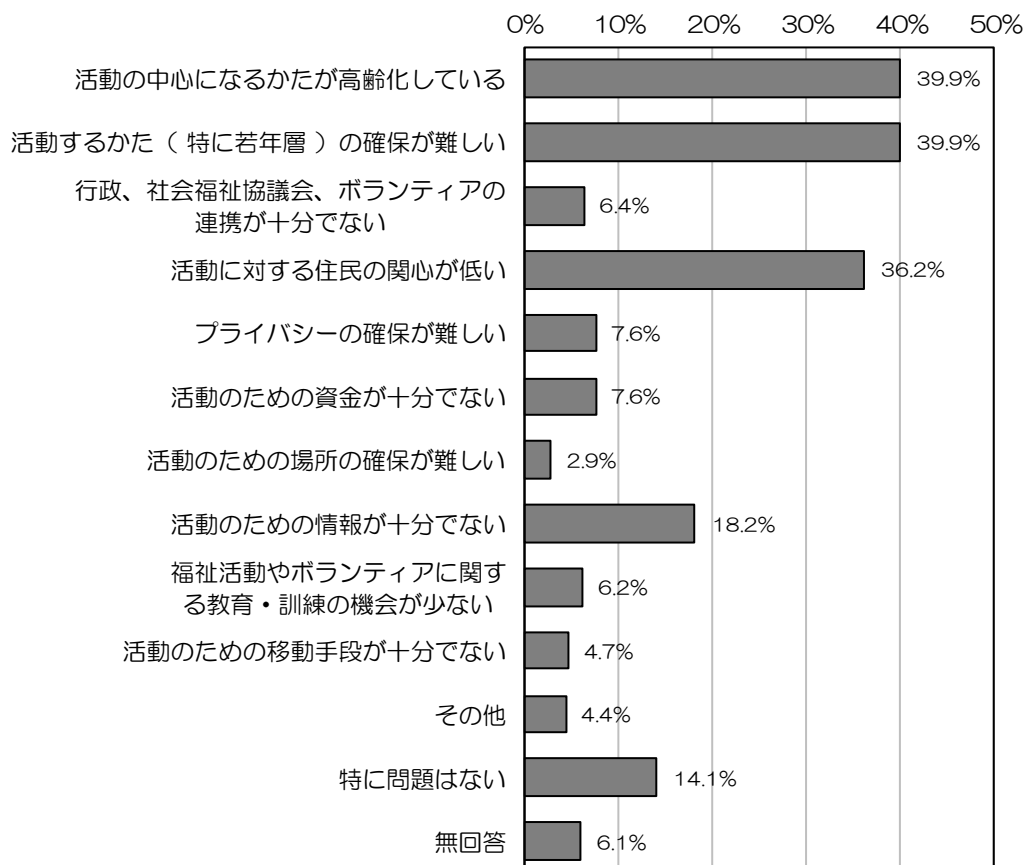
【地域で活動をする際に何が支障になっているか】

(3つまでの複数回答) (n = 661)



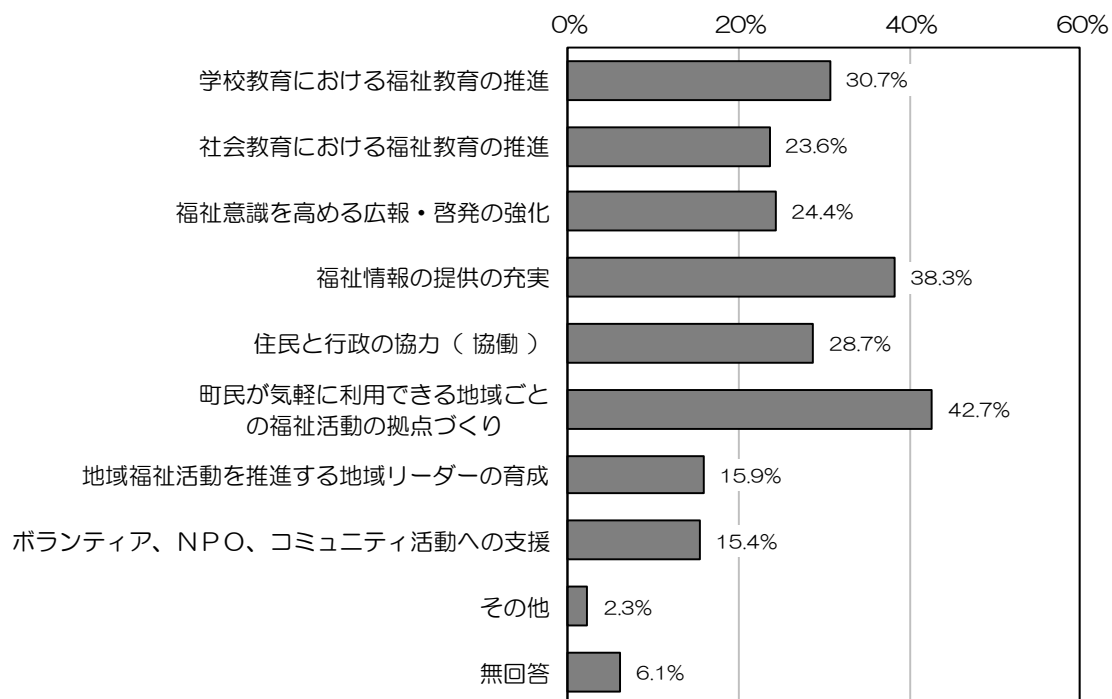
地域活動を行う上での問題点は何だと思うかについては、「活動の中心になるかたが高齢化している」、「活動するかた（特に若年層）の確保が難しい」がともに39.9%と最も高く、次いで、「活動に対する住民の関心が低い」が36.2%となっています。

【地域の活動を行う上での問題点は何だと思うか】（3つまでの複数回答）（n = 661）



地域福祉を推進するために何が必要と思うかについては、「町民が気軽に利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が42.7%と最も高く、次いで「福祉情報の提供の充実」が38.3%、「学校教育における福祉教育の推進」が30.7%となっています。

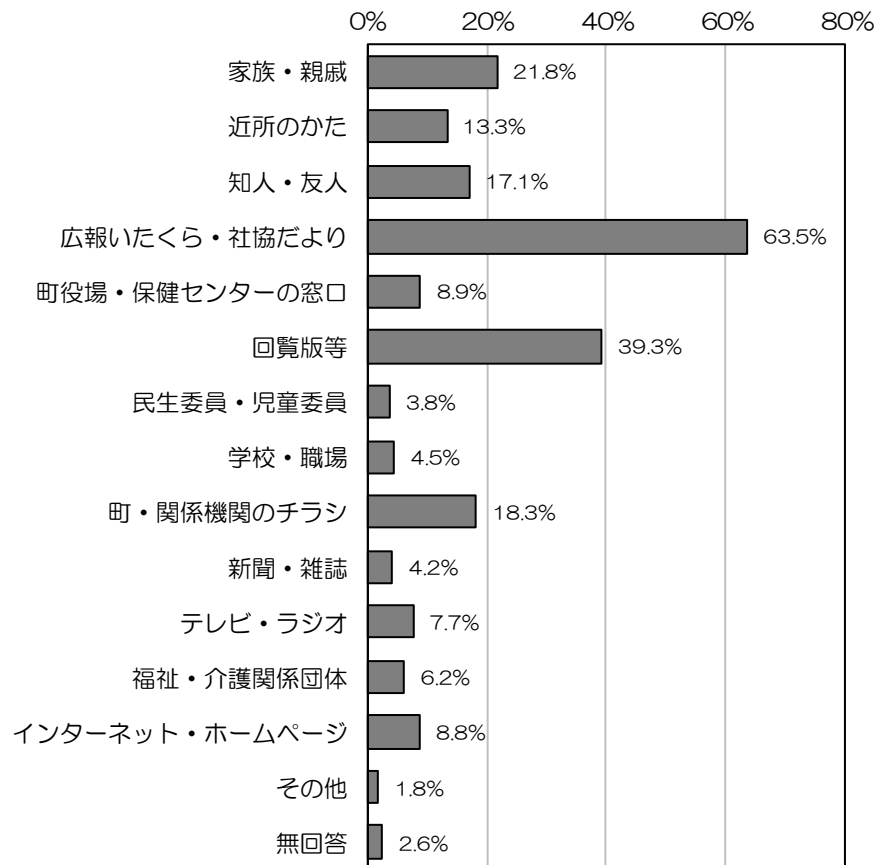
【地域福祉を推進するために何が必要と思うか】（3つまでの複数回答）（n = 661）



⑥ 福祉サービスの窓口、情報について

福祉サービス情報の入手先については、「広報いたくら・社協だより」が63.5%と最も高く、次いで「回覧版など」が39.3%、「家族・親戚」が21.8%となっています。

【福祉サービス情報の入手先】（3つまでの複数回答）（n = 661）

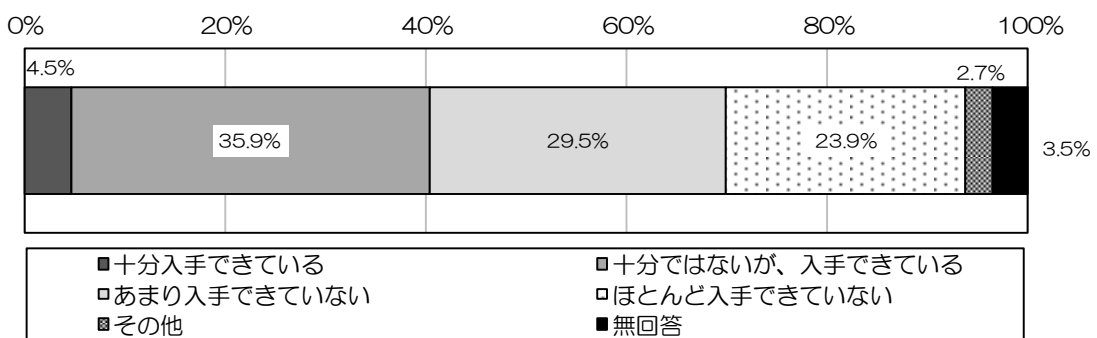


必要な福祉サービスの情報を入手できているかについては、「十分ではないが、入手できている」が35.9%と最も高く、「十分入手できている」と合わせて40.4%が『入手できている』となっています。

「あまり入手できていない」と「ほとんど入手できていない」を合わせて53.4%が『入手できていない』となっています。

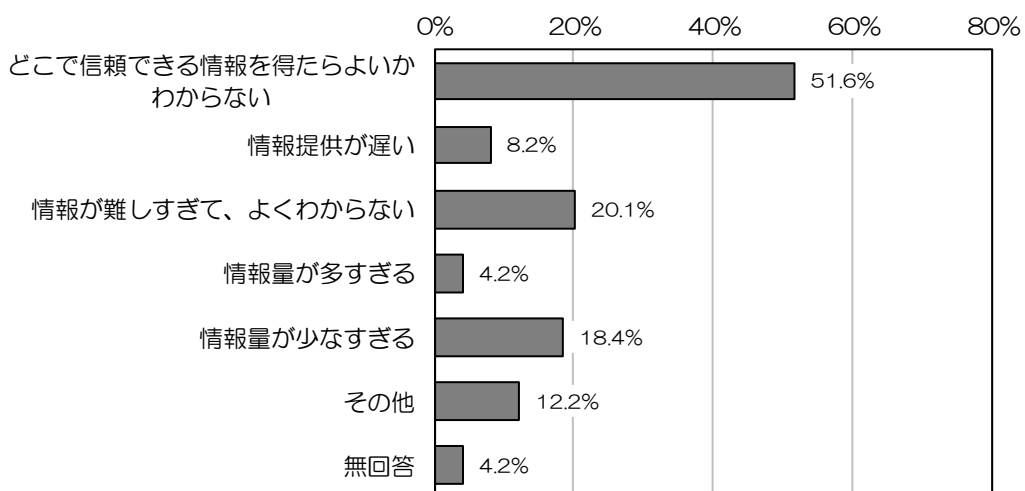
一方、「十分ではないが、入手できている」、「あまり入手できていない」及び「ほとんど入手できていない」を合わせて約9割が『情報が十分でない』となっています。

【必要な福祉サービスの情報を入手できているか】（単数回答）（n = 661）



必要な福祉サービスの情報を「あまり入手できていない」及び「ほとんど入手できていない」と回答したかたが、情報を入手できていない理由については、「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」が51.6%と最も高く、次いで「情報が難しすぎて、よくわからない」が20.1%、「情報量が少なすぎる」が18.4%となっています。

【必要な福祉サービス情報を入手できていない理由】（複数回答）（n = 353）

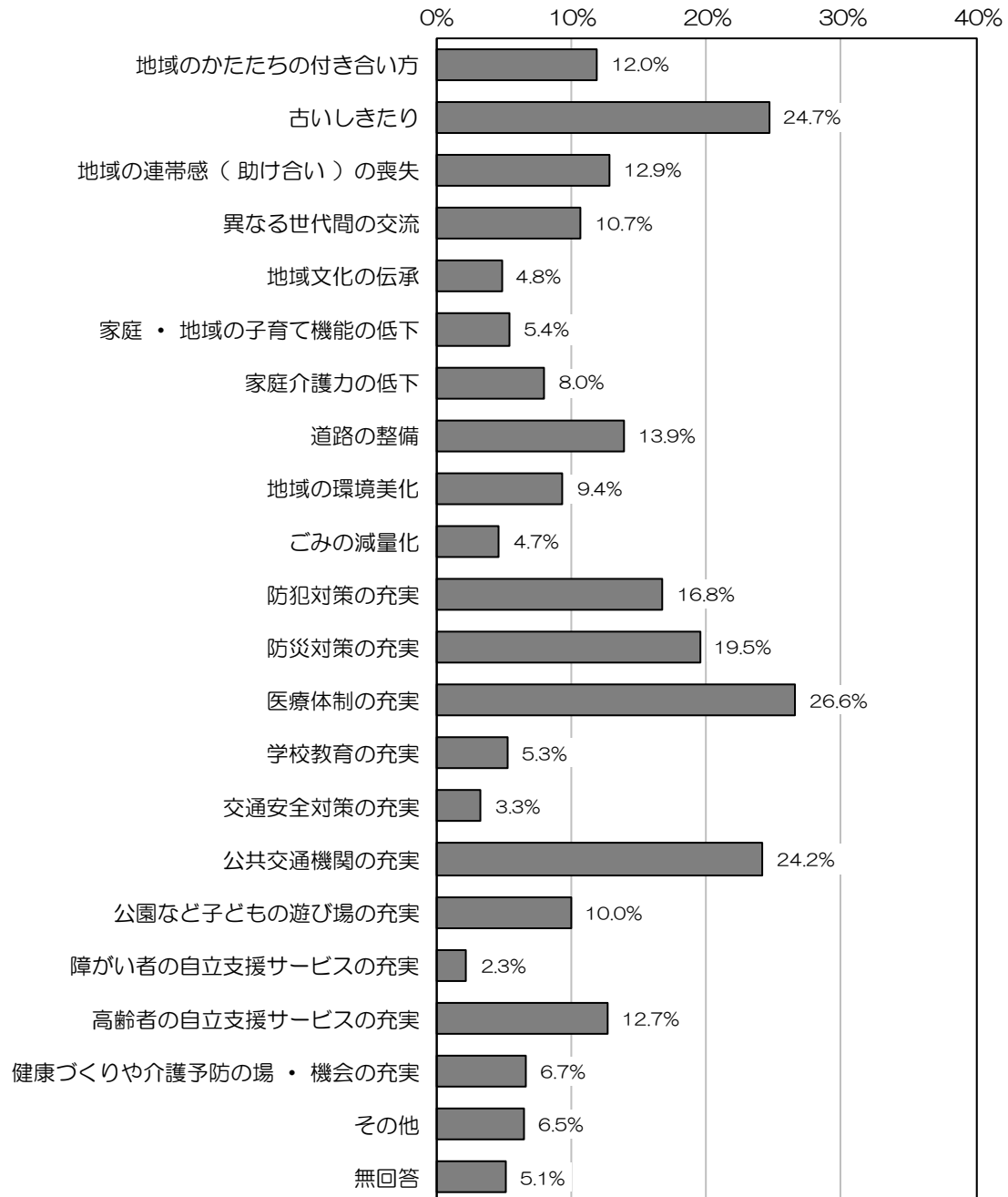


⑦ まちに必要な福祉

あなたの住んでいる地域での課題や問題は何かについては、「医療体制の充実」が26.6%と最も高く、次いで「古いしきたり」が24.7%、「公共交通機関の充実」が24.2%となっています。

【あなたの住んでいる地域での課題や問題は何か】

(3つまでの複数回答) (n = 661)

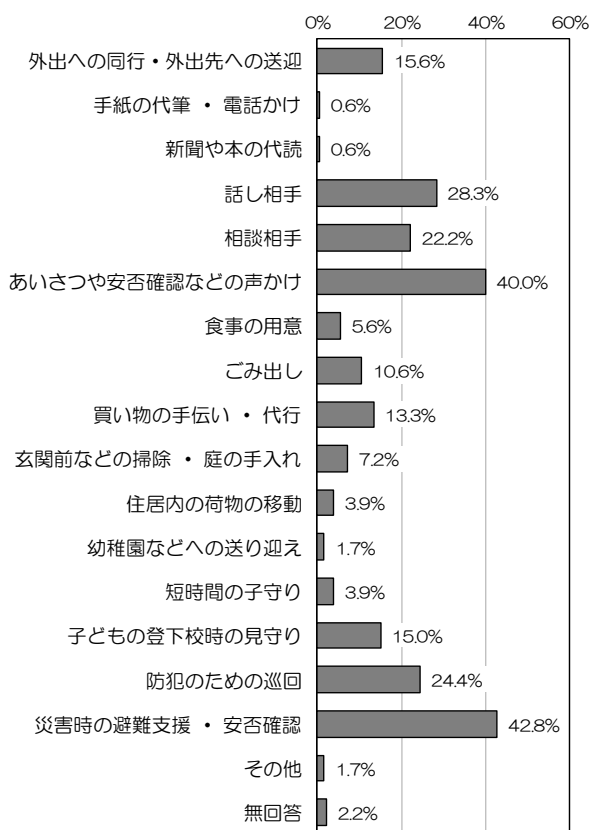
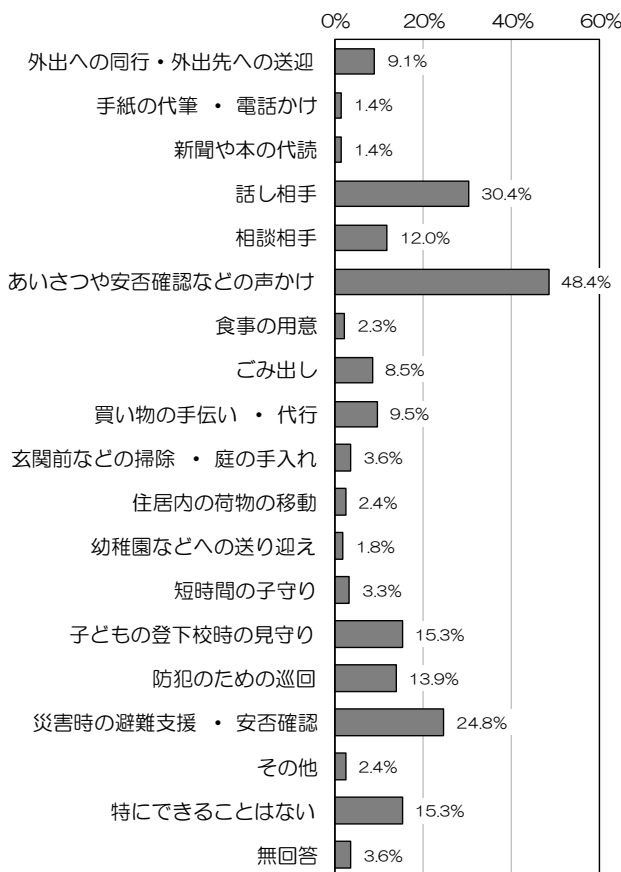


高齢者や障がいのあるかた・子どもなどが住む近所の世帯に対して、支援や協力できることは何だと思うかについては、「あいさつや安否確認などの声かけ」が48.4%と最も高く、次いで「話し相手」が30.4%、「災害時の避難支援・安否確認」が24.8%となっています。

一方で、支援を受けたいと思うかたが、受けたいと思う支援と協力は何かについては、「災害時の避難支援・安否確認」が42.8%と最も高くなっています。

【高齢者や障がいのあるかた・子どもなどが住む近所の世帯に対して、支援や協力できることは何だと思うか】
(3つまでの複数回答)
(n = 661)

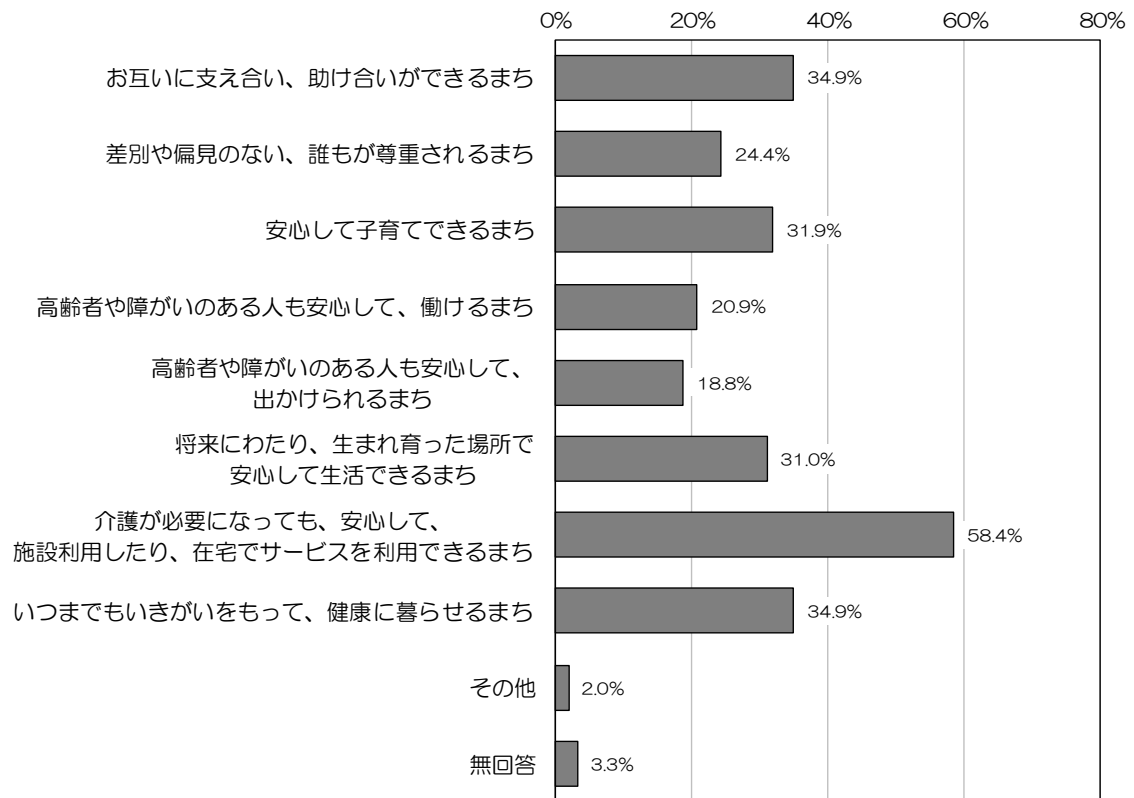
【支援を受けたいかたが、受けたいと思う支援や協力は何だと思うか】
(3つまでの複数回答)
(n = 180)



板倉町をどのような「福祉のまち」にしたいかについては、「介護が必要になっても、安心して、施設利用したり、在宅でサービスを利用できるまち」が58.4%と最も高く、次いで「お互いに支え合い、助け合いができるまち」、「いつまでもいきがいをもち、健康に暮らせるまち」がともに34.9%となっています。

【板倉町をどのような「福祉のまち」にしたいか】

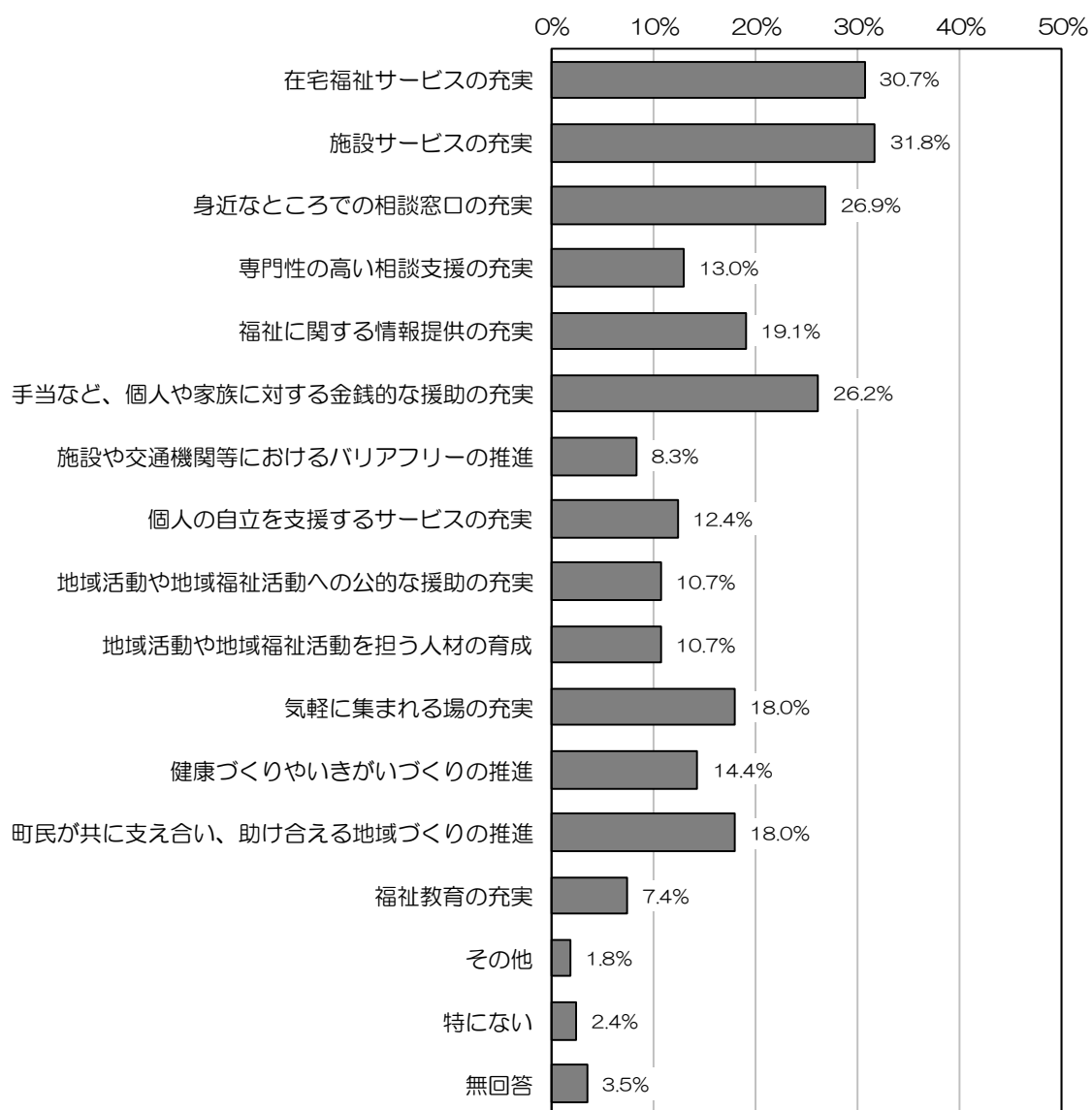
(3つまでの複数回答) (n = 661)



住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、大切な福祉のあり方については、「施設サービスの充実」が31.8%と最も高く、次いで「在宅福祉サービスの充実」が30.7%、「身近なところでの相談窓口の充実」が26.9%となっています。

【住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、大切な福祉のあり方】

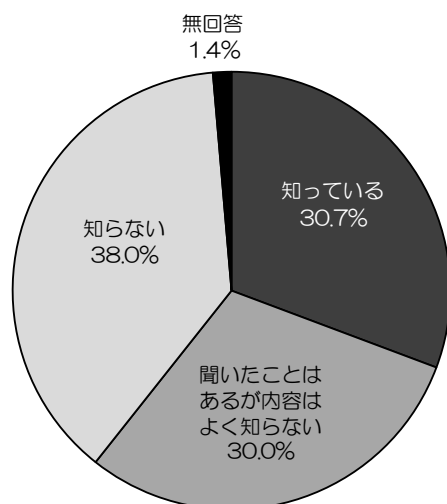
(3つまでの複数回答) (n = 661)



⑧ 成年後見制度について

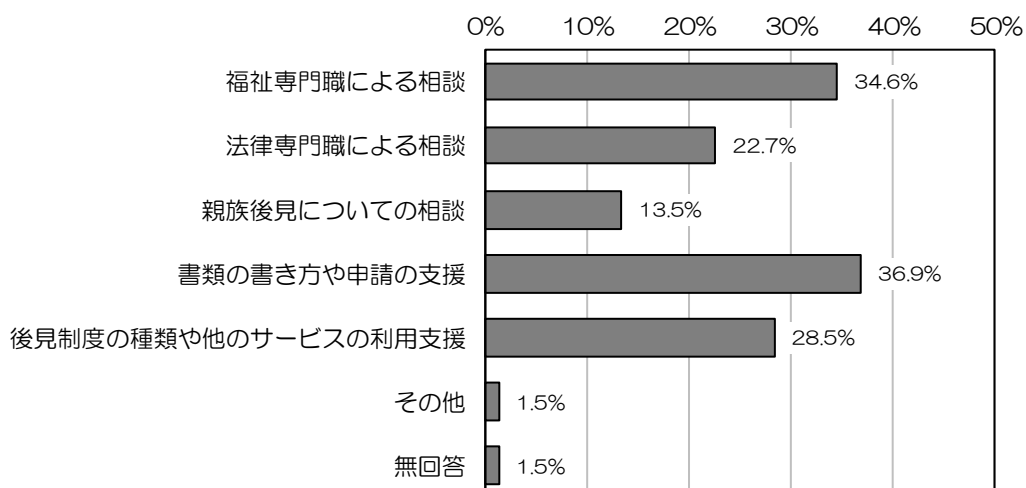
成年後見制度の認知度については、「知っている」が30.7%、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」が30.0%、「知らない」が38.0%となっています。

【成年後見制度の認知度】（単数回答）（n = 661）



成年後見制度を「必要になったら利用したい」と思うかたが、成年後見制度の利用にあたり、あったらよいと思う支援については、「書類の書き方や申請の支援」が36.9%と最も高く、次いで「福祉専門職による相談」が34.6%、「後見制度の種類や他のサービスの利用支援」が28.5%となっています。

【成年後見制度の利用にあたり、あったらよいと思う支援】（複数回答）（n = 260）



第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

令和元年度末に「第1次板倉町中期事業推進計画」が終了し、令和2年度からは、まちの将来像として、「地域で支え合う安全なまち いたくら」を掲げ「板倉町総合計画」がスタートします。この計画を上位計画として策定する「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、上位計画の理念を継承し、以下のとおり基本理念を定めます。

「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念」

だれもが ともに支え合う
安心して暮らせるまち いたくら

2 計画の基本目標

基本理念の実現のために、以下の3つを基本目標とします。

基本目標1 いたくらの地域福祉を担う人づくり

だれもが、ともに支え合いながら安心して暮らしていくために、地域に住むかた自身が福祉に参加する気持ちを持たなければなりません。このために、まちの一人ひとりが、地域の福祉への関心を高め、理解を深めてもらうことを目指します。そして、地域に貢献できる地域福祉の担い手を育成することを目指していきます。複雑化した地域の課題に対応するために、地域のコミュニティを強化します。

基本目標2 みんなが自分らしく暮らせるしくみづくり

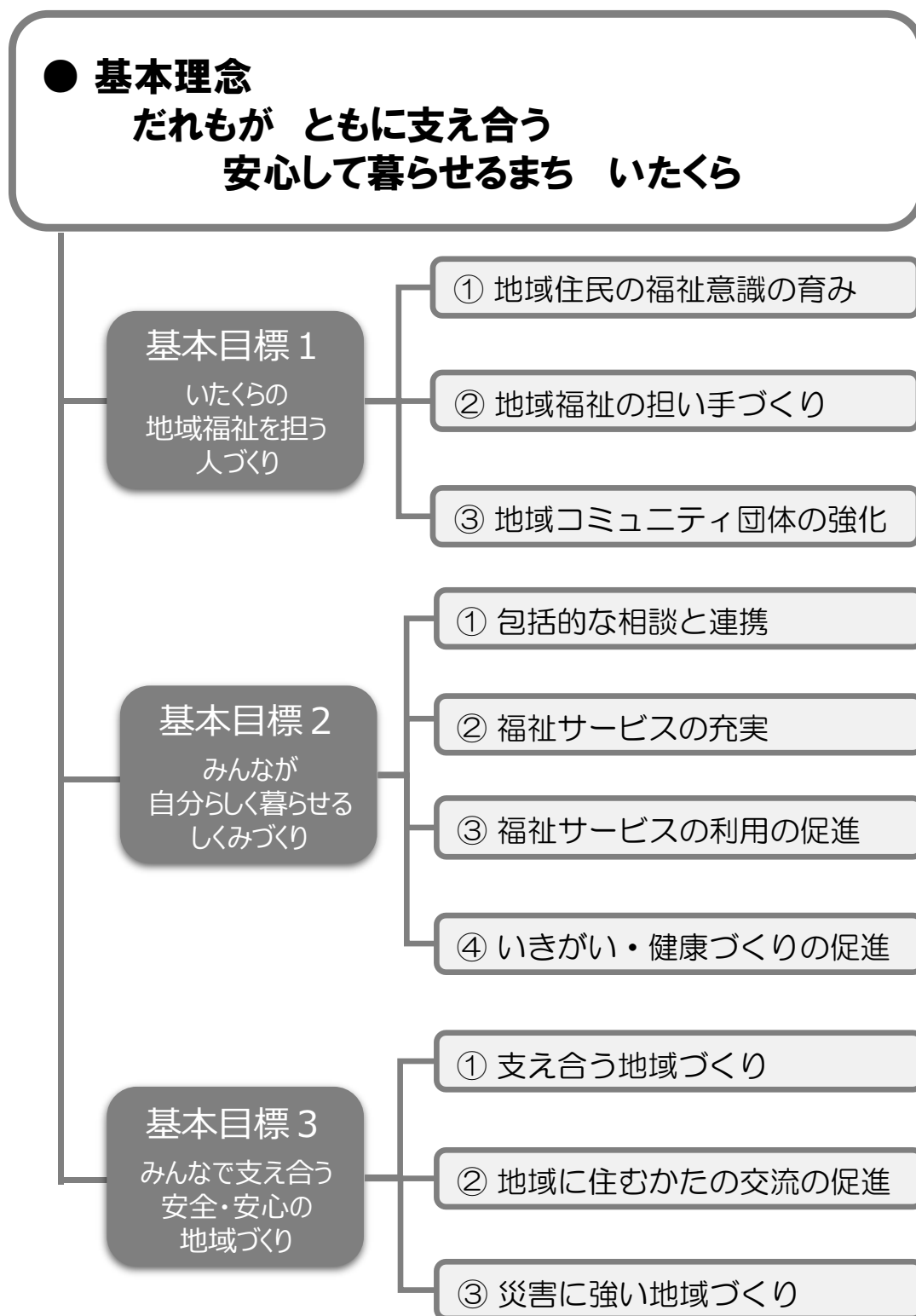
複雑で様々な生活の問題に対し、まちで暮らすかたが、適切な支援を受けられるように、縦割りによる福祉サービスではなく、包括的に相談にのるための体制を充実します。また、各種福祉サービスが連携して、課題を総合的に受け止め、課題に対応するしくみづくりを目指します。さらに必要な福祉の情報が町民に届くよう、わかりやすい情報の発信を目指します。

基本目標3 みんなで支え合う安全・安心の地域づくり

住み慣れた地域で、だれもが安全に安心して生活するため、支援が必要なかたを支え、見守ることが必要です。また、みんなが福祉に積極的に参加しようとする気持ちを持つために、地域みんながつながる場をつくり、地域住民の交流のきっかけづくりを行います。

災害に対する体制を十分整え、生涯にわたっていきいきと生活できるまちを目指します。

3 計画の体系



第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策の展開

基本目標1 いたくらの地域福祉を担う人づくり

基本施策1 地域住民の福祉意識の育み

現状及び課題

- ・福祉への関心は高いものの、「地域福祉」やその他の福祉制度については、まだ十分には知られていません。アンケート調査において、「地域福祉」、「板倉町生活困窮者自立支援事業」、「板倉町避難行動要支援者支援プラン」について知っているかたは1～2割程度にとどまりました。
- ・社会福祉協議会は、地域福祉活動を通じて町民を支援する重要な役割を担っており、地域の福祉を進めるための中核的な団体です。しかしながら、アンケート結果では、「板倉町社会福祉協議会」の内容を知っているかたは約5割となっています。
- ・同じくアンケート調査の結果では、地域住民がお互いに支え合う関係が「あったほうがよい」と思うかたが8割を占めます。また、地域活動やボランティア活動などに対し、「機会があれば取り組んでもよい」と「できるだけ取り組みたい」、「積極的に取り組んでいきたい」を合わせたかたは約7割を占めます。福祉活動の情報をもっと発信し、これらのかたが福祉に取り組むきっかけをつくっていく必要があります。
- ・地域で暮らすだれもが、年齢、性別、障がいの有無によらず、分け隔てなく、心豊かに安心して暮らしていくためには、お互いの理解が第一歩です。また、公的な制度によるサービスだけでなく、地域での相互の支え合いをしていくこと、すなわち「自助・互助・共助・公助による支え合い」を進めるために、多くのかたが福祉について関心を持ち、自ら積極的に行動することへの理解が必要です。そのために、福祉教育を推進し、地域住民の福祉意識を育んでいくことが求められます。

【町民や地域の取組】

- 地域福祉の意味を理解します。
- 町や社会福祉協議会が発行・発信する情報に興味を持ち、福祉に関する内容に目を通します。
- 町や社会福祉協議会が開催する行事や講演会、勉強会などに参加し、理解を深めます。
- 興味を持って、福祉学習、福祉教育に参加します。
- 家族での福祉の話題を通じて、福祉意識を高めます。
- 募金活動に関心を持ち、積極的に参加します。
- バザーのボランティアとして活動に参加します。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
地域福祉への理解と関心を高める啓発推進	<p>○自助・互助・共助・公助の連携による支え合いに根差した、「地域福祉」の必要性や活動事例を町のホームページや広報紙などを通じて町民にわかりやすく伝え、福祉活動への理解と啓発を促進します。</p> <p>○いたくら福祉まつり開催を通じて、地域福祉の考え方を周知します。</p>
福祉学習・福祉教育の推進	<p>○学校、家庭、関係機関、社会福祉協議会と連携し、高齢者や障がいのあるかたなどの交流事業や福祉に関する体験学習を通じ、福祉意識を高めます。</p> <p>○町民出前講座を通じて、福祉への理解と関心を高めます。</p>
募金を通じた福祉のこころの育み	<p>○歳末たすけあい運動を通じて、「つながり、ささえあう、みんなの地域づくり」をテーマに、みんなの寄付文化のこころの育みを目指します。</p> <p>○共同募金、赤十字会費などへの協力を通じ、地域福祉を担う一員として支え合いの意識を高めることを目指します。</p>

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
地域福祉への理解と関心を高める啓発推進	<p>○社協だよりやホームページを通じて、「地域福祉」活動の必要性や活動事例を町民にわかりやすく伝え、支え合いに根差した福祉活動への理解を促進します。</p> <p>○いたくら福祉まつりを通じて地域福祉の考え方を周知します。</p>
社会福祉協力校普及事業の推進	<p>○社会福祉協力校普及事業を通じ、体験学習のほか、幅広く福祉への理解を図れるよう協力支援を行います。</p>
募金を通じた寄付文化のこころの育み	<p>○1円玉福祉募金を通じて、小学校児童と保護者の理解を高め、子どもたちからの寄付文化のこころの育みを目指します。</p> <p>○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい、福祉バザーへの参加と理解を促進し、みんなの寄付文化のこころの育みを目指します。</p>
視覚障がい者への情報提供の推進	<p>○目の不自由なかに町や社会福祉協議会の広報紙などの情報を伝達するため、福祉団体の協力により音読サービス支援を行います。</p>



基本施策2 地域福祉の担い手づくり

現状及び課題

- ・日本では、地域における生活課題が複雑化・多様化しており、行政だけでは解決できない課題が増えています。板倉町でも、町民と行政が知恵と力を出し合い、よりよいまちづくりに向けて協力し合うことが必要と認識し、様々なボランティア活動が進められていますが、定着するまでには至っていません。このため、今後さらに地域ボランティアの支援・育成に努めていくことが必要です。
- ・アンケート調査でも、地域の活動を行う上での問題点として「活動の中心となるかたが高齢化している」、「活動するかたの確保が難しい」などがあると考えるかたの割合が高くなっています。ボランティアなどを活性化させるための支援が必要です。
- ・板倉町において、地域活動やボランティア活動などの支援活動に「機会があれば取り組んでもよい」と回答したかたは約半数を占めます。一方で、地域での活動をする際に支障になっていることとして、「仕事・学校の都合で時間がない」と回答したかたが約4割を占め、特に60歳未満で割合が高くなっています。また、次いで「健康や体力に自信がない」が割合が高く、特に70歳以上では、おおよそ4割以上となっています。

【町民や地域の取組】

- 行政区、民生委員・児童委員などの地域福祉活動への理解を深め、活動に協力します。
- 住み慣れた地域での支え合い、助け合いのために、ボランティアや福祉活動に参加します。
- 地域で行われている様々な活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加・協力します。
- ボランティアに参加するときは、他のかたにも声をかけ、ボランティアを普及します。



【行政の取組】

推進施策	施策内容
民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における福祉活動を充実するために、民生委員・児童委員協議会への支援を強化します。 ○民生委員・児童委員の資質向上を図るため、各種研修会を行います。 ○地域の身近な相談役としての民生委員・児童委員の役割を周知し、活動支援体制を強化します。
福祉人材の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○自殺の危険を抱えた人びとに気づき、悩みを傾聴し、適切な機関や専門家につなぐためのゲートキーパーを養成します。 ○認知症のかたを地域で支えるために認知症サポーターを養成します。 ○介護予防を自主的・自発的に行う場であるコミュニティサロン及び通いの場への活動支援、補助を行います。
ボランティア活動を促進する社会福祉協議会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○町民一人ひとりが地域づくりの担い手であるという自覚を持ち、自主的にボランティア活動に参加してもらえるよう、広報紙やホームページを通じ、町内の活動団体の活動目的や活動内容の情報提供と啓発活動を行います。 ○地域での支え合いを促進するために、町民がボランティアに取り組みやすい、新たなボランティアのしくみづくりを目指します。 ○社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携体制を構築し、ボランティア活動の活性化を図ります。 ○行政とともに公共を担うNPOや各種団体の活動を支援します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
新たな担い手への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな福祉の担い手を育てるために、大学生などの実習生を介護関係施設や障がい者施設に受け入れます。 ○手話奉仕員を養成しつつ、聴覚障がいについて理解するかたを増やします。
ボランティア活動の啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の普及を図るために、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録を促進します。 ○ボランティア活動保険制度を周知し、ボランティア活動の支援をします。 ○ボランティア活動の情報を積極的に発信し、ボランティア活動のきっかけづくりとして、各種講座を開きます。 ○各種講座の受講者をボランティア活動の担い手として結びつけるために、受講後のフォローアップを行います。

基本施策3 地域コミュニティ団体の強化

現状及び課題

- ・行政区への加入率は、平成27年から令和元年にかけて約5%減少しています。互助を強化するために加入を促進する必要があります。
- ・板倉町でも、少子高齢化、人口減少社会のなかで、地域における課題が複雑化していることから、行政区をはじめとした地域コミュニティの強化が求められています。

【町民や地域の取組】

○行政区に積極的に加入し、活動に参加します。
○行政区は、加入促進に向けて、活動内容などの情報発信に努めます。
○地域の一員として、積極的に交流の場に参加します。
○閉じこもり気味なかたに声をかけ、交流の場に参加します。
○交流を通じて、地域のかたとのつながりを深めます。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
地域 コミュニティ 団体活動への 支援	○各種助成事業を利用し、集会所の整備などを支援します。 ○行政区への加入勧奨とともに、行政区の自主的な活動を支援し、活動しやすい環境整備を進めます。
地域 コミュニティ 団体との連携	○行政区担当職員を窓口地域住民と行政の連携充実を図ります。
交流の場の設置 運営の支援	○サロン・通いの場の設置運営の支援を強化し、交流の場を広げます。 ○障がいや疾患などにより孤立しがちなかたや保護者等が交流できる場の運営を支援します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
地域支援事業の 強化	○閉じこもり対策として、コミュニティサロンの普及と充実を図ります。 ○コミュニティサロンの活動費補助支援を行います。 ○地域のなかの資源を把握し、生活課題の共有連携強化の場として「協議体」を主催し、町さらには身近な地域での生活支援体制づくりを進めます。

基本目標 2 みんなが自分らしく暮らせるしくみづくり

基本施策 1 包括的な相談と連携

現状及び課題

- ・少子高齢化、人口減少が進むなか、地域には複雑化・多様化・潜在化した課題を抱える住民が増えています。そのような難しい問題をいくつも抱えているかたの相談に対応できるようにする必要があります。
- ・アンケート調査でも、必要な福祉サービスの情報が入手できない理由としては、「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」が51.6%と最も高くなっています。
- ・難しい問題を、いくつも抱えているかたに対応していくためには、福祉に係る機関や団体、地域のかたの連携が必要になっています。

【町民や地域の取組】

- 「なんでも福祉相談」について理解し、必要になったら利用します。
- ひとりで悩まずに、各種相談窓口などに早期に相談します。
- 相談窓口や地域の相談員の情報を理解します。
- 相談窓口や民生委員・児童委員などの相談員の情報を身近なかたや近所のかたにも伝えます。
- 社会福祉協議会の広報紙である社協だよりやホームページを読み、その活動内容の理解に努めます。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
総合相談窓口の周知と強化	○社会福祉協議会が設置する「なんでも福祉相談」について、町の広報紙やホームページでも広く知らせます。 ○窓口相談において、関係各課及び社会福祉協議会と連携を密にし、ワンストップ相談を目指します。
早期受診のための相談対応	○地域包括支援センターを中心に、介護や福祉などの問題を抱えている高齢者や認知症患者、その家族への相談対応を行い、早期受診及びサービス介入を促します。
福祉関係機関の連携強化	○地域の福祉を進めるために中核的な団体である社会福祉協議会の活動支援を行います。 ○NPOやボランティアなど関係機関の連携を強化します。
相談支援体制の強化	○地域生活支援拠点の早期整備を目指します。 ○障がい者相談員をはじめとする地域の相談員との連携を強化し、相談支援体制の強化を図ります。

相談しやすい窓口	○各種教室の機会やオレンジカフェを通じて、気軽に相談できる場を確保し、併せて情報提供や疾病予防を推進します。
----------	--

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
総合相談窓口による対応	○どこで相談してよいかわからないかたや、相談することをためらっているかたを解決に結びつけるために、「なんでも福祉相談」を設置し、支援が必要なかたの早期把握と、複合的で複雑な問題に対応していくことを目指します。
相談しやすい窓口の取組	○認知症のかたやその家族、地域住民など、どなたでも自由に参加できる集いの場であり、介護や認知症の相談の場である、オレンジカフェ社協を開催します。
福祉関係機関の連携強化	○地域ケア会議等との連携を強化し、地域課題の情報共有に努めるとともに、地域に必要な福祉サービスの検討をします。
苦情解決窓口による対応	○介護保険事業サービスや地域福祉サービスなどの苦情に対応するため、苦情解決責任者や第三者委員を設置して適切な福祉サービスの提供に努めます。
福祉関係団体連携強化	○老人クラブなど福祉関係団体を対象に事務及び運営補助などの支援を行います。



基本施策2 福祉サービスの充実

現状及び課題

- ・町民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにするためには、生活課題に直面したときに、その課題を解決するための様々な福祉サービスが充実していることが必要です。また、それを支えるかたがたの体制が整えられ、財源が確保されていることも必要です。

【町民や地域の取組】

- 町の福祉の計画に興味を持ち、福祉サービスについての知識を深めます。
- 福祉サービスを利用するときには、自分の要望をしっかりと伝えます。
- 募金を通じて、地域の福祉に貢献します。
- 町や社会福祉協議会の資金の確保の取組について理解します。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
安心して利用できる福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">○要介護者やその家族のニーズや実態を踏まえた利用者本位のサービスを確保するために、3年ごとに介護保険事業計画を見直します。○障がいのあるかたが、親亡き後について、個々に適した生活が送れるような地域社会づくりを目指します。○保護者の多様化する子育てニーズに対応できるよう、町立保育園、児童館の充実を図るとともに、民間認定こども園、学童クラブなどへの支援を実施します。また、お子さんの年齢に応じた支援ができるように、妊娠期から子育て期にわたるまでのワンストップ相談窓口を保健センターに設置します。○心身障がい者や高齢者など、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なかたに、タクシー料金の一部助成を行います。○生活が困難な状況になったかたに、生活相談のほか館林保健福祉事務所と連携して生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援を継続的に実施します。○民生委員・児童委員の活動が充実していくよう、支援を行います。○障がいのあるかた一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援ができるよう、相談支援事業者や民生委員との連携を図り、情報収集や相談体制を強化するなど、支援体制の整備を推進します。

地域福祉活動の財源の確保	<p>○地域住民の生活課題解決の中核的な役割を果たす社会福祉協議会への支援を強化します。</p> <p>○行政依頼、協力事業を多数担う民生委員・児童委員の活動が充実していくよう活動や研修に必要な経費の支援をしていきます。</p>
--------------	--

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
安心して利用できる福祉サービスの充実	<p>○生活が困難な状況に陥ったかたが、生活の再建ができるように、必要に応じた貸付を行います。</p> <p>○日常生活上の援助が必要なかたに、掃除や買い物などの支援をします。</p> <p>○一時的に介護が必要になったかたに介護用品や福祉車両を貸し出します。</p>
地域福祉活動の財源としての募金活動の推進	<p>○地域住民が主体的に地域課題を解決していくために、各種募金への取組を推進します。</p>
在宅福祉サービスの推進	<p>○介護保険事業を運営していくにあたって、質の高いサービスの提供に努めます。</p> <p>○障がい福祉事業を運営していくにあたって、質の高いサービスの提供に努めます。</p> <p>○高齢者福祉対策として、老人福祉センターの活用を推進します。</p>
児童福祉の充実	<p>○子育て支援事業として、安全・安心な学童クラブ運営に努めます。</p>



基本施策3 福祉サービスの利用の促進

現状及び課題

- ・アンケート調査では、必要な福祉サービスの情報が「十分に入手できている」と答えたかたは4.5%にとどまります。情報が入手できない理由としては、「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」が51.6%と最も高く、次いで「情報が難しすぎてわからない」が20.1%、「情報量が少なすぎる」が18.4%となっています。

【町民や地域の取組】

- 町や社会福祉協議会が発行・発信する情報に目を通します。
- 成年後見制度について、町の広報や広告、パンフレットなどに関心を持ちます。
- サロンや各種教室に参加し、参加者同士の交流のなかから、福祉サービスの情報収集を行います。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
福祉情報の提供の充実	○福祉サービスを必要としているかたが、必要なサービス内容やサービス提供事業者の情報が得られるように、利用する側に立ったわかりやすい情報発信・公開を推進します。
権利擁護の推進	○成年後見制度の利用促進に関する計画を策定し、制度が必要なかたの支援を行います。(→第5章参照) ○判断能力が十分でないかたが地域で自立して生活ができるよう、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、普及・啓発を行います。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
福祉情報の提供の充実	○社会福祉協議会が実施する事業や福祉情報の発信のために、社協だよりの充実を図ります。
日常生活自立支援事業の推進	○判断能力が不十分なかたが地域で自立した生活を送れるよう、専門員、支援員による福祉サービスの利用援助を図ります。 ○自立支援事業の利用者の判断能力を見守り、必要に応じて成年後見制度の利用援助を図ります。

基本施策4 いきがい・健康づくりの促進

現状及び課題

- ・いきがいを持って過ごすために、健康も大切なことのひとつです。また、健康な高齢者、すなわち元気高齢者が、地域への関わりにはいきがいを持つことも、地域にとって望ましいことです。

【町民や地域の取組】

- 健康づくりに関する講座に参加します。
- 健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みます。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○各種検診事業においては、未受診者への勧奨を行うとともに、生活習慣病予防教室やハイリスク者への保健指導、重症化予防事業を行います。○地域社会において健康づくりの意識が高まるようにリーダーを育成し、健康活動が地域に根付くことを目指します。○高齢者については、心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施します。○被保険者の健康増進と医療費の抑制のため、予防を重点とした保健事業を実施します。○医療機関の適正受診について啓発します。
通いの場などの活動支援	<ul style="list-style-type: none">○サロン・通いの場など、自分の健康は自分でつくることへの支援を図ります。○地域活動支援センター運営やその保護者会の活動を支援します。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
身体づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">○老人福祉センターに健康運動器具を設置し、高齢者の体力維持を支援します。○東洋大学の協力を得て、地域活動支援センター利用者に対して運動教室を実施し、利用者の体力維持に努めていきます。

基本目標3 みんなで支え合う安全・安心の地域づくり

基本施策1 支え合う地域づくり

現状及び課題

- ・アンケート調査によれば、支援を受けたいかたが受けたいと思う支援と協力は、「災害時の避難支援・安否確認」が42.8%と最も高くなっています
- ・板倉町における高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、平成29年度の時点で30%を超え、国や県を上回る水準で推移しています。高齢化率の上昇に伴い、独居高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、介護サービスだけでなく地域で見守る体制を強化することが求められます。
- ・一方で、高齢者人口の増加とともに、いわゆる元気高齢者も増えることから、元気高齢者を貴重な地域社会の担い手として積極的に位置づけ、「支えられる高齢者」から「支える高齢者」としての大きな方向転換の実現が課題となっています。

【町民や地域の取組】

- 災害時の避難方法について家族と話し合い、支援が必要だと思えば、板倉町避難行動要支援者名簿への登録を申請します。
- 日ごろから近所との関わりを持ち、地域での気づきの機会を増やします。
- 地域の子どもの見守りを行い、安全・安心なまちづくりに貢献します。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
災害時の要支援者を支える取組	<ul style="list-style-type: none">○板倉町避難行動要支援者名簿を整備し、関係機関との情報を共有することなど、災害時の支援体制に関わる広域避難を円滑にするよう近隣自治体との連携を進めます。○災害時に高齢者や障がい者、児童、乳幼児等が適切に避難できるよう「板倉町避難行動要支援者支援プラン」の推進体制を強化するとともに、その周知を図ります。○急病や災害時に備えて、要支援者に救急医療情報キットを配布します。
地域の見守り体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○独居の高齢者や障がいをお持ちのかたなど生活上の支援が必要なかたについては、介護・福祉サービスだけでなく、地域住民や民間企業と連携して、地域ぐるみの見守り支援などにより生活支援体制の充実を図ります。○地域の子どもの安全・安心のため、地域見守りボランティアを推進します。

支え合う 地域づくり	○高齢者が高齢者を支える地域づくりを実現するために、介護予防事業を通じた、いきがづくりや介護予防ボランティアの養成及び活用を目指します。
---------------	--

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
災害時の 要支援者を 支える取組	○町と連携を強化し、避難行動要支援者等の情報共有体制を確保します。 ○災害ボランティアセンターの設置やスタッフの確保や基礎教育を行います。
地域の見守り 体制の充実	○配食サービスを通じて高齢者の安否確認を行います。 ○民生委員・児童委員、行政区長等が行う見守り活動を推進します。



基本施策2 地域に住むかたの交流の促進

現状及び課題

- ・アンケート調査によれば、地域の行事への参加度合いは、「ほどほどに参加している」と「積極的に参加している」を合わせると約5割を占めます。一方、「あまり参加していない」と「参加していない」を合わせると45.7%となっています。
- ・参加したことがある地域の行事については、「行政区の行事・活動」が約8割、「子ども会・育成会の行事・活動」が約4割となっています。その他の活動の割合は高いとは言えない状況です。

【町民や地域の取組】

- 地域の一員として、積極的に交流の場に参加します。
- 閉じこもり気味なかたに声をかけ、交流の場に参加します。
- 交流を通じて、地域のかたとのつながりを深めます。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
人びとの交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none">○介護予防、健康増進及び参加者間の親睦などを目的としたコミュニティサロンや、健康づくり・介護予防のための通いの場に対し、活動費用を補助し、地域の高齢者の交流を図ります。○社会福祉協議会とともに、いたくら福祉まつりを通じて、地域住民の交流を図ります。○生涯学習の各種教室やクラブなどと連携し、人びとの集う場づくりに努めます。○福祉センターの運営に関し、交流の場・情報収集の場としての機能の充実を図ります。

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
高齢者・児童生徒の交流活動	<ul style="list-style-type: none">○福祉センターの活用や地域でのコミュニティサロンでの参加を推進し、介護予防や親睦を図る場の提供に努めます。○介護体験学習などを通して、高齢者との交流を促進します。
障がい者等の交流の推進	<ul style="list-style-type: none">○地域活動支援センターのプランター配置事業において、地域のかたがたとの交流を図ります。

基本施策3 災害に強い地域づくり

現状及び課題

- ・水害をはじめとする災害が全国各地で起きています。災害への備えについて町民の関心は高く、町民アンケートの結果でも、受けたいと思う支援・協力として、「災害時の避難・安否確認」が42.8%と最も高くなっています。また、同じアンケートで、避難所の整備・体制強化を求める声が上がっています。災害の積極的な対応により、町民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりが求められています。
- ・また、町民アンケートでは、「板倉町避難行動要支援者支援プラン」について知っているかたが14.7%にとどまっています。

【町民や地域の取組】

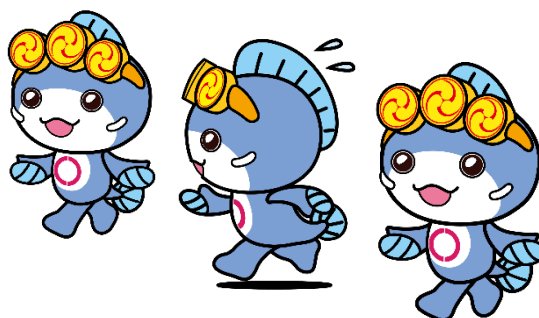
- 災害時に情報を得るための準備をします。
- 日ごろから家族で災害についての話をし、具体的な避難方法について考えます。
- 地域の防災訓練に参加します。
- マイタイムラインを作成し、家族で共有します。

【行政の取組】

推進施策	施策内容
災害への備えの強化	<ul style="list-style-type: none">○町内避難所の安全性調査、垂直避難具体化の検討を行います。○自主防災組織の強化を図り、防災リーダーの育成に努めます。○防災ラジオ、ホームページなど、複合的方法で情報伝達を図ります。○福祉避難所の整備に努めます。○施設などの防災計画・避難計画の支援指導を強化し、有事への環境を整えます。○要支援者に関し、民生委員、行政区長と連携し、情報収集を強化します。○日赤奉仕団や各協力団体の防災協力への取組を支援します。
一人ひとりの災害への備えの支援	<ul style="list-style-type: none">○避難訓練を通じて、実践を見据えた避難方法や避難経路の検討及びマイタイムライン（※）作成について普及啓発をします。○まちで暮らすかたが災害への備えができるように、ハザードマップを配布します。○広域避難についての周知・理解を推進します。 <p>※マイタイムライン：避難行動についてあらかじめ決めておくことで、いざというときにスムーズに避難行動が取れるようにするもの。また家族がマイタイムラインを共有することで、家族がどこに避難しているか把握できるもの。</p>

【社会福祉協議会の取組】

推進施策	施策内容
高齢者・ 障がい者等への 災害支援	○各施設にて利用者を対象とした避難訓練を実施し、方法や課題を把握し、災害時に行動できるよう努めます。 ○備蓄品を整備し、災害時の支援体制を整えます。

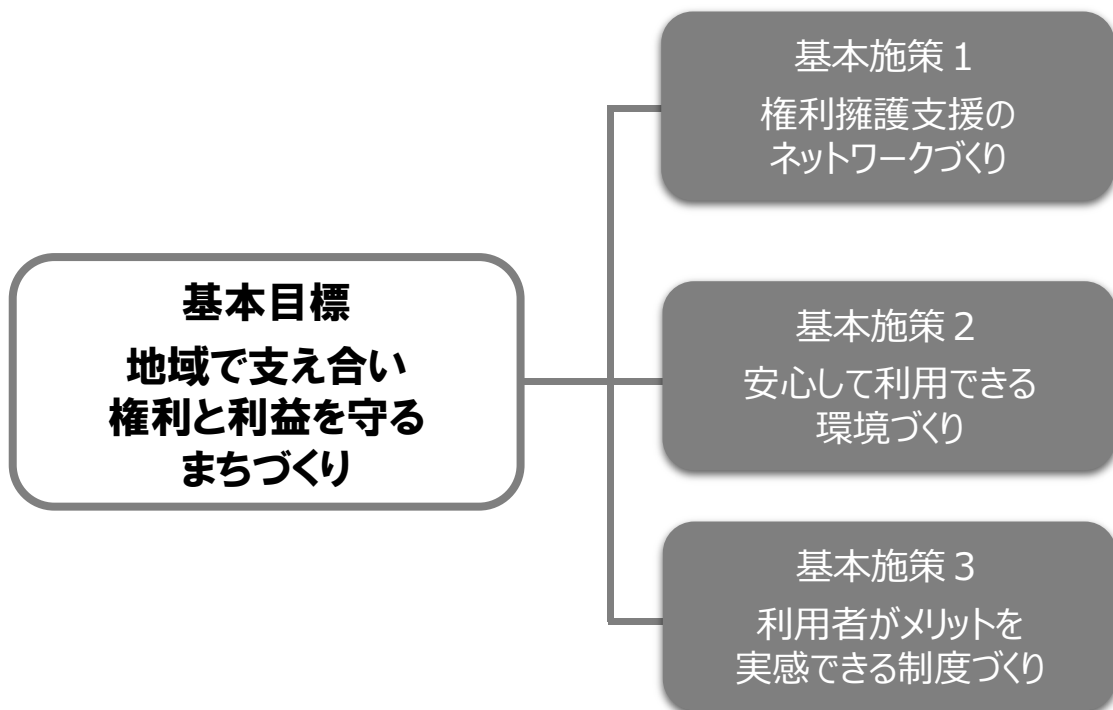


第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画の基本目標と体系

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要なかたを早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、財産管理にとどまらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の向上につながる福祉支援を目指します。

基本目標の実現に向けて以下の施策を実施します。



2 成年後見制度利用促進基本計画の施策の展開

基本目標 地域で支え合い権利と利益を守るまちづくり

基本施策1 権利擁護支援のネットワークづくり

現状及び課題

人口減少と少子高齢化が板倉町でも着実に進行しており、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることから、高齢者に関する課題は今後も地域と一体となって取り組む生活課題の一つと考えられます。また、障がい者が、その有する能力に応じて自立と尊厳の保持を保障され、地域のなかで現在の生活、さらには親亡き後の生活が支障なく送れる体制づくりをすることも、高齢者に関する課題と同様に生活課題の一つとなっています。

成年後見制度の利用が必要なかたの状況に応じ、親族、福祉・医療・地域などの関係者が連携して関わり、適切な支援につなげるためのしくみづくりが必要です。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
中核機関の整備促進	○支援推進体制や地域連携ネットワークの中核となる機関に求められる機能について検討し、中核機関として整備を図ります。
地域連携ネットワークの構築	○法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域などの関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し、適切に対応する体制をつくります。
協議会の設置	○福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応などの支援に参画するしくみを整備します。
担い手づくり	○身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に取り組みます。



基本施策2 安心して利用できる環境づくり

現状及び課題

アンケート結果によれば、成年後見制度を知っていますかという問いに対しては、約7割のかたが「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」、「知らない」と回答しています。成年後見制度を利用したいと思えますかという問いに対しては、約4割のかたが「必要になったら利用したいと思う」と回答した一方で、同じく約4割のかたが「わからない」と回答しています。成年後見制度に関する理解が住民に行き届いていないという課題が明らかになりました。

成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすくなるよう、成年後見制度などの周知啓発や制度利用に関する身近な相談窓口が必要です。

また、後見人が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、不正防止に向けた取組が必要です。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
成年後見制度の周知啓発	○町・社会福協議会が連携して、成年後見制度などの周知・広報活動を行います。 ○成年後見制度の利用に関する相談を町・社会福祉協議会で受けつけます。
不正防止の取組の充実	○親族後見人の理解不足・知識不足から不正が生じるケースが多くなっていることから、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人が孤立することなく、日常的に相談などを受けられる体制を整備することで、不正の発生を未然に防ぎます。



基本施策3 利用者がメリットを実感できる制度づくり

現状及び課題

成年後見制度の利用にあたり、あったらよいと思う支援については、それぞれ約3割のかたが「書類の書き方や申請の支援」、「福祉専門職による相談」及び「後見制度の種類や他のサービスの利用支援」と回答しています。成年後見制度の利用を検討するにあたっての相談や申請などの初期段階での支援の必要性が明らかになりました。

また、費用負担能力や身寄りのないかたをはじめ複合化・複雑化した課題があるかたや長期支援が必要なかたであっても成年後見制度を適切に利用できるようなしくみが必要です。

【今後の取組】

推進施策	施策内容
成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none">○判断能力が十分でなく後見人が必要な状況にあるが、本人や親族等が申し立てることが困難である場合、成年後見人の申立てに関し、町長申立てなどの支援を行います。○申立費用や成年後見人の報酬に関し、負担が困難なかたに対し、助成などを行います。○今後のニーズ及び対象者数に基づき、助成などのあり方について検討します。○日常生活自立支援事業より成年後見制度の利用が「より望ましいかた」に対し、成年後見制度の概要や利用手続に関する情報提供、制度の利用手続支援、関係者または関係機関への引継ぎなどを行います。
利用者本人の意思決定支援及び身上保護	<ul style="list-style-type: none">○専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人及び親族等を支援することができるよう、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。



第6章 計画の推進と進捗の管理

1 計画の推進体制

町民が抱える生活課題を解決し、ともに支え合い、安心して暮らしていくまちをつくることは、町民をはじめ、地域の関係機関・団体や福祉関係事業者、社会福祉を取り巻くすべてのかたが、当事者として参加することで実現されるものです。

このため、これらのかたがたには、それぞれ次の役割が期待されます。

○ 町

- ・地域福祉活動への町民参加の機会を拡充します。
- ・板倉町社会福祉協議会・地域と連携し、地域に根ざした施策の展開を図ります。
- ・多様化するニーズに的確に対応し、専門機関と連携した、きめ細かなサービスを総合的に提供します。

○ 板倉町社会福祉協議会

- ・地域福祉活動の中心的な担い手として、積極的に地域に出向き、地域のコーディネート役を努めます。

○ 福祉サービス提供事業者

- ・利用者本位のサービスを充実します。
- ・利用者の自立支援を基本とし、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容の情報提供、事業者間の連携の強化に努めます。

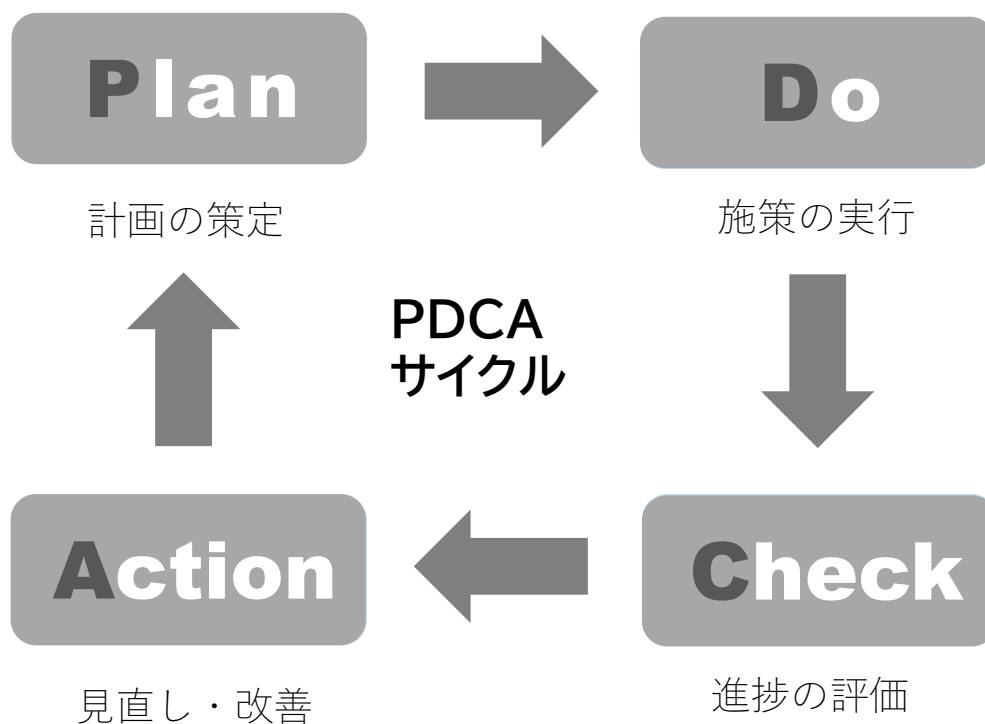
○ 町民

- ・地域社会の一員であることを自覚し、地域福祉に対する意識を高めます。
- ・地域福祉活動の担い手として積極的に社会活動に参加します。

2 計画の進捗を管理する体制

この計画の点検評価については、「PDCAサイクル」に基づいて実施します。「PDCAサイクル」とは、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、進み具合を評価（Check）して、見直し・改善（Action）を行うという4段階を繰り返すことです。

評価（C）のステップで、各施策の実施状況を明らかにし、次の改善（A）につなげていきます。



資料編

1 板倉町地域福祉計画等策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、板倉町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定及びその計画の推進のために、板倉町地域福祉計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画に係る調査研究に関すること。
- (2) 計画の策定に関すること。
- (3) 計画の推進に関すること。
- (4) その他地域福祉に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域代表者
- (2) 介護・障害サービス提供事業者の代表者
- (3) 地域福祉関係団体の代表者
- (4) 社会教育関係団体の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 懇談会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2 板倉町地域福祉計画策定懇談会委員名簿

	区 分	役 職 等	氏 名
1	地域代表者	行政区長会長	青木 文雄
2	介護・障害サービス 提供事業者の代表者	介護保険関係事業者 (ポプラ会 ミモザ荘施設長)	堀越 健寿
3		障がい関係事業者 (相談支援センターほっと所長)	田村 裕昭
4	地域福祉関係団体の 代表者	社会福祉協議会長	峯崎 俊雄
5		民生委員・児童委員協議会長	小谷野 泰一
6		ボランティア連絡協議会長	荒山 江知郎
7		老人クラブ連合会長	荻野 美友
8	社会教育関係団体の 代表者	子ども会育成会連合会長	増田 英樹
9		町立小中学校長の代表	大工原 さゆり
10	その他 町長が必要と認める者	館林保健福祉事務所長	八木 克昭

3 板倉町地域福祉活動計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 板倉町が策定する板倉町地域福祉計画と共同して板倉町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定し、板倉町における地域福祉活動を推進するため、板倉町地域福祉活動計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 活動計画に係る調査研究に関すること
- (2) 活動計画の策定に関すること。
- (3) 活動計画の推進に関すること。
- (4) その他地域福祉活動に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内で構成し、次に掲げる者のうちから社会福祉協議会長が委嘱する。

- (1) 地域代表者
- (2) 介護・障害サービス提供事業者の代表者
- (3) 地域福祉関係団体の代表者
- (4) 社会教育関係団体の代表者
- (5) 行政関係者
- (6) その他社会福祉協議会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 懇談会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

4 板倉町地域福祉活動計画策定懇談会委員名簿

	区 分	役 職 等	氏 名
1	地域代表者	行政区長会長	青木 文雄
2	介護・障害サービス 提供事業者の代表者	介護保険関係事業者 (ポプラ会 ミモザ荘施設長)	堀越 健寿
3		障がい関係事業者 (相談支援センターほっと所長)	田村 裕昭
4	地域福祉関係団体の 代表者	民生委員・児童委員協議会長	小谷野 泰一
5		ボランティア連絡協議会長	荒山 江知郎
6		老人クラブ連合会長	荻野 美友
7	社会教育関係団体の 代表者	子ども会育成会連合会長	増田 英樹
8		町立小中学校長の代表	大工原 さゆり
9	行政関係者	板倉町福祉課長	橋本 宏海
10	その他社会福祉協議会長 が必要と認める者	館林保健福祉事務所長	八木 克昭

5 板倉町地域福祉計画等庁内策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、板倉町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、板倉町地域福祉計画等庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案を検討し、板倉町地域福祉計画等策定懇談会に提出すること。
- (2) 計画案の検討にあたり、関係課局と意見を調整すること。
- (3) 計画の推進にあたり、関係課局、関係機関及び関係団体と連携を図ること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で構成し、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長	副町長
委員	総務課長
	企画財政課長
	税務課長
	住民環境課長
	福祉課長
	健康介護課長
	産業振興課長
	都市建設課長
	会計課長
	教育委員会事務局長
	議会事務局長
	社会福祉協議会事務局長

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進基本計画

令和2年3月発行

発行：板倉町・板倉町社会福祉協議会

編集：板倉町 福祉課

〒374-0192

群馬県邑楽郡板倉町

大字板倉 2682 番地 1

TEL：0276（82）1111（代表）

FAX：0276（82）1300

社会福祉法人 板倉町社会福祉協議会

〒374-0132

群馬県邑楽郡板倉町

大字板倉 3411 番地 1417

TEL：0276（82）3900

FAX：0276（82）3759